

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

第3次 甲府市成年後見制度 利用促進基本計画



はじめに

わが国では、昨今の人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加等を背景に、地域社会から孤立する人や身寄りがなく親族による支援が受けられない人などの問題が顕在化しています。また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年が目前に迫り、認知症高齢者の増加や障がい者の高齢化・重度化等により、権利擁護支援のニーズは更に増えていくとともに多様化することが見込まれます。



このような状況の中、国においては、令和4（2022）年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援を必要とする人を施策の中心と位置付けた上で、権利擁護支援策の一層の充実に向けて成年後見制度利用促進に係る取組を更に推進することとしています。

こうしたことから、本計画は、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」や、「第六次甲府市総合計画」の基本構想を踏まえ、アンケート調査等による市民の皆様の声をはじめ、甲府市成年後見制度利用促進審議会の委員の皆様のご意見をいただく中で、「誰もが尊重され自分らしく暮らせる権利擁護支援の推進」を基本理念として策定しました。

また、「第5次健やかいきいき甲府プラン」を構成する個別計画のうち、今般、同時期に策定する「甲府市地域福祉推進計画」や「高齢者いきいき甲府プラン」、「甲府市障がい者福祉計画」の権利擁護に関する施策との整合を図った計画としています。

本計画をもとに成年後見制度の中核機関である、甲府市社会福祉協議会とより一層緊密な連携を図りながら、成年後見制度を利用しやすい環境づくりや、成年後見人等にとって、安心して活動できる環境を整えることで、本市の権利擁護を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました「甲府市成年後見制度利用促進審議会」の委員の皆様並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

甲府市長 樋口 雄一

目次

第1章 成年後見制度とは	1
1 成年後見制度とは	1
(1) 法定後見制度*	3
(2) 任意後見制度*	5
2 本人・親族・地域の方へ	6
(1) 成年後見制度の利用にあたって	6
(2) 甲府市における成年後見制度等に関する相談窓口	8
3 成年後見人等として活動することを検討している方へ	12
(1) 成年後見人等として活動するにあたって	12
(2) 成年後見人等の種類	13
(3) 甲府市における成年後見制度等に関する相談窓口	15
第2章 計画策定の趣旨	16
1 計画策定の背景と目的	16
2 計画策定の法的根拠	19
3 計画の位置づけ	19
4 計画におけるSDGsの考え方	20
5 計画期間	21
6 計画策定の体制	21
7 計画の評価・進行管理	21
第3章 成年後見制度を取り巻く現状と課題	22
1 成年後見制度の利用が必要な人を取り巻く現状と課題	22
(1) 相談窓口や相談体制の充実	22
(2) 医療・福祉・法律などの専門職種を中心とした連携の強化	23
(3) 市民への成年後見制度の周知・啓発	24
2 成年後見人等を取り巻く現状と課題	27
(1) 親族後見人*支援	27
(2) 市民後見人*の養成	29
第4章 計画の基本理念・計画目標	30
1 基本理念	30
2 計画目標	30
3 施策の方向性	31
4 施策体系	32

第5章 課題解決に向けた取組	33
1 施策の展開	33
計画目標 1 成年後見制度の利用が必要な人にとって、成年後見制度を利用しやすい環境を整えます	35
計画目標 2 成年後見人等にとって、安心して活動できる環境を整えます	42
2 活動指標	47
第6章 資料編	48
策定経緯	48
甲府市の現状	49
(1) 成年後見制度の利用状況	49
本市のこれまでの取組	54
(1) 中核機関*の活動	54
(2) 成年後見制度利用支援事業	56
(3) 法人後見*支援事業	57
甲府市成年後見制度利用促進審議会条例	58
甲府市成年後見制度利用促進審議会委員名簿	60
甲府市成年後見制度中核機関設置要綱	61
用語解説	63

注) 本文中の「*」については、巻末に用語解説を入れています。

ただし、「成年後見制度」については、頻出のため「*」を省略します。



第1章 成年後見制度とは

1 成年後見制度とは

成年後見制度 は、

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって
ひとりで決めることに不安や心配のある人を法的に保護し、
いろいろな契約や手続きをするときに本人の意思を尊重して
支援する制度です。

「成年後見人」などが、あなたの
気持ちを確認しながら、お金の
使い方やいろいろな契約や手続き
を助けてくれます。



成年後見人などがお手伝いします！



医療や福祉サービスの手続きや契約が
難しくてわからない

- ▶ わかりやすく説明してくれたり、
あなたに代わって手続きや契約をしてくれたりします。



よくわからないまま
いらぬものを買わされそうになる

- ▶ 買うか買わないか一緒に考えてくれたり、
まちがって買ってしまったときは、
取り消してくれたりします。

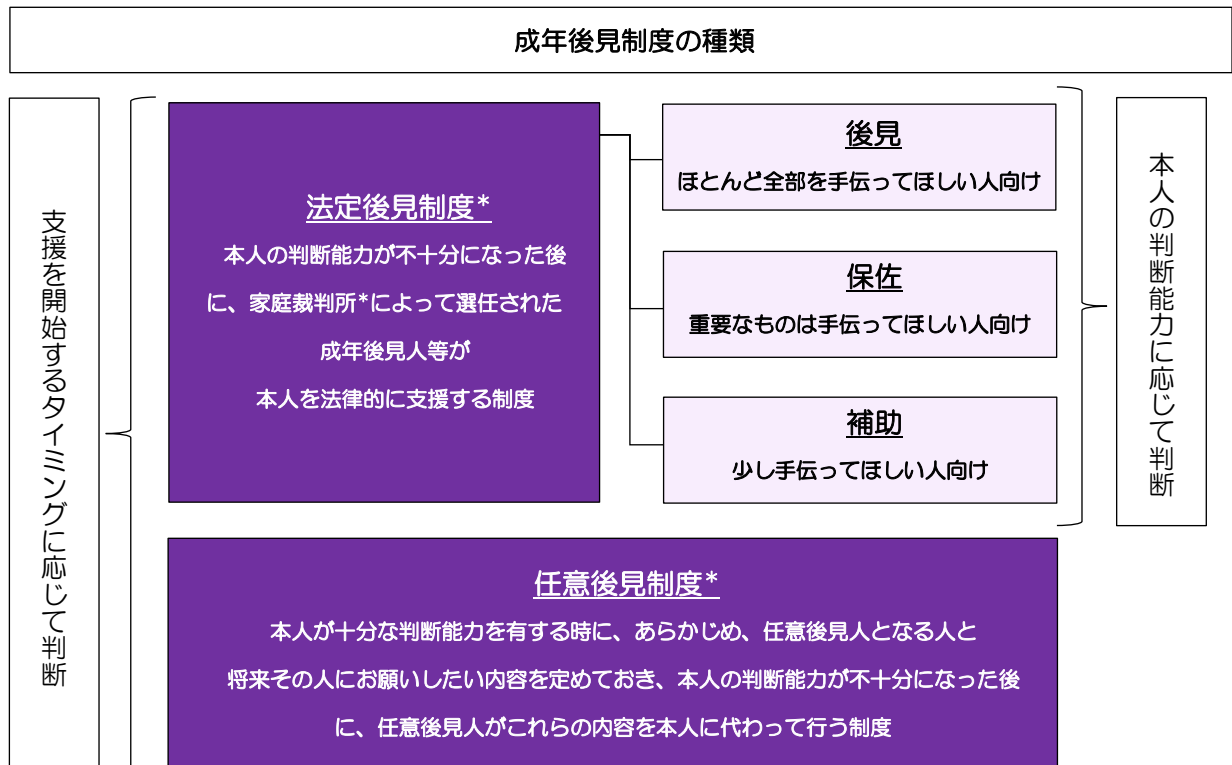


もの忘れが多くてお金をついつい使ってしまう

- ▶ お金の出し入れを一緒に考えてくれたり、
保険料や税金の支払を手伝ってくれたりします。

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスの利用等に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益であっても契約を結んでしまい、悪質商法などの被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な人を法的に保護し、本人の意思を尊重して支援する意思決定支援*が成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、「法定後見制度*」と「任意後見制度*」の2つの制度があります。



制度を支える理念として、以下の3つがあります。

1. ノーマライゼーション*

障がいの有無や加齢に関係なく、誰もが住み慣れた地域で共に生活できる社会を実現していくこと。

2. 自己決定権の尊重

本人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、本人の自発的意思が尊重されるべきこと。

3. 身上の保護の重視

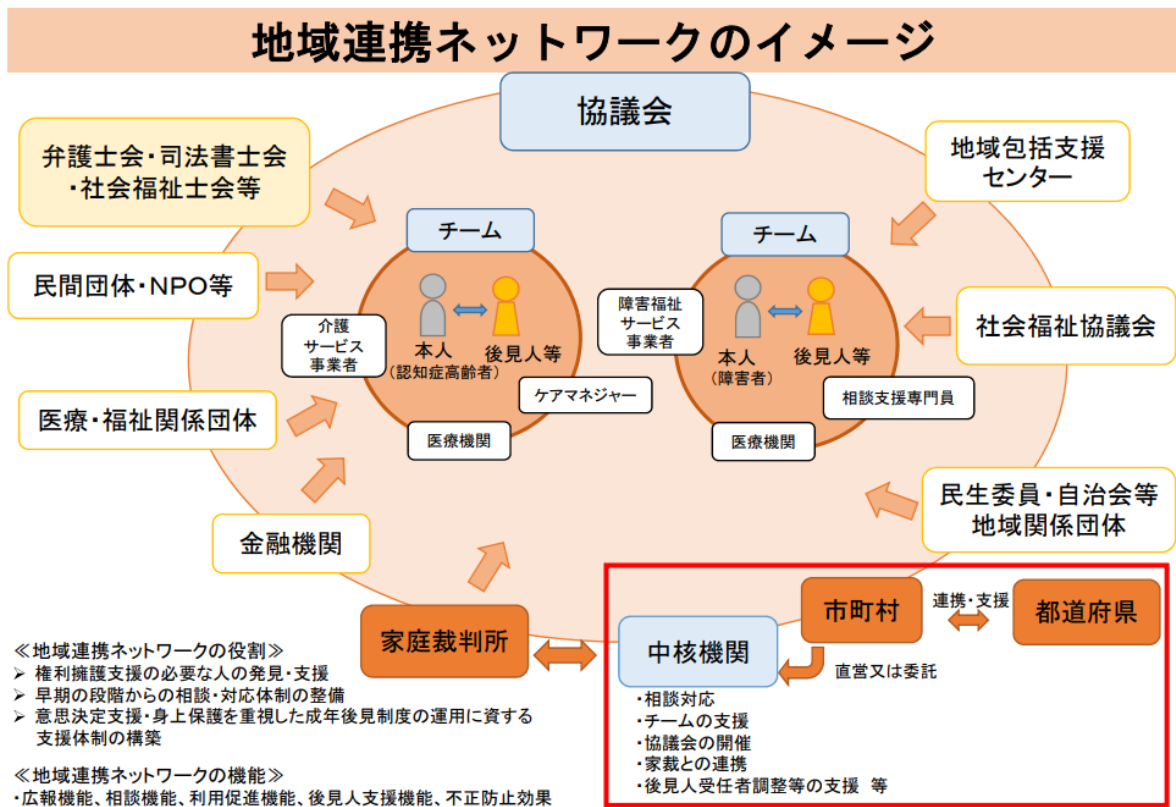
本人の財産の管理のみならず、身上の保護（本人の心身の状態や生活の状況に配慮して、本人の生活や健康、療養等に関する法律行為をすること）が適切に行われるべきこと。

成年後見制度は、誰もが住み慣れた地域で、各々を尊重し、地域の一員として尊厳をもって暮らしていく「共生社会」を実現するために、必要な制度です。

(1) 法定後見制度*

法定後見制度*は、家庭裁判所*によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人（以下、「成年後見人等」という。）が、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人（以下、「本人」という。）の利益を考えながら、本人を保護・支援するものです。例えば、本人による法律行為に同意を与えたり、本人が成年後見人等の同意を得ずに行った不利益な法律行為を後から取り消したり、本人を代理して契約などの法律行為をしたりします。

保護・支援のレベルが高いものから順に、「後見」「保佐」「補助」と3つの類型に分かれています。本人にとってどの類型が適しているかは、医師が書いた診断書などを基に、家庭裁判所*の裁判官が判断します。



出典：厚生労働省 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室



成年後見制度は、安全で安心して暮らすために、市役所や銀行などの難しい手続きや、あなたのためのサービスの手続きについて、一緒に考えたり、あなたの代わりに行ってくれる人を選んで手伝ってもらう制度です。

成年後見人等には、本人との信頼関係の構築とその維持が求められています。

後見（対象となる人：ほとんど全部を手伝ってもらいたい人）

全ての契約などを「代わって行ってもらう」「取り消してもらう」ことが可能です。

<対象となる人>

多くの手続き・契約などを、一人で決めることが難しい人（判断能力を欠く人）

<内容>

日常生活に関する行為を除く、全ての法律行為を代わって行ったり、必要に応じて取り消したりします。



例えば、こんな人が「後見」の対象となります。

→判断能力を欠く人（財産の管理や適切な判断ができないなど）

「後見」で受けられるサポート

→「成年後見人」によって、財産管理や契約の全ての代理や取消が可能です

保佐（対象となる人：重要なものは手伝ってほしい人）

財産にかかわる重要な手続き・契約などを「一緒に決めてもらう」「取り消してもらう」「代わって行ってもらう」ことが可能です。

<対象となる人>

重要な手続き・契約などを、一人で決めることが心配な人（判断能力が著しく不十分な人）

<内容>

申立て時に本人が選択した特定の法律行為の代理権や同意権・取消権によって支援します。借金、相続の承認など、民法第13条第1項の行為については同意権・取消権が与えられません。



例えば、こんな人が「保佐」の対象となります。

→判断能力が著しく不十分な人（管理や手続きに不安があるなど）

「保佐」で受けられるサポート

→「保佐人」によって、決められたことに関する代理や取消が可能です

補助（対象となる人：少し手伝ってもらいたい人）

一部の限られた手続き・契約などを「一緒に決めてもらう」「取り消してもらう」「代わって行ってもらう」ことが可能です。

<対象となる人>

重要な手続き・契約の中で、一人で決めることに心配がある人（判断能力が不十分な人）

<内容>

申立て時に本人が選択した特定の法律行為の代理権や同意権・取消権によって支援します。ただし、補助人に付与される同意権・取消権の対象となる特定の法律行為は借金、相続の承認など、民法第13条第1項で定められているものに限りです。



例えば、こんな人が「補助」の対象となります。

→判断能力が不十分な人（預貯金などの管理が自分でできるか不安など）

「補助」で受けられるサポート

→「補助人」によって、決められたことに関する代理や取消が可能です

(2) 任意後見制度*

任意後見制度*は、一人で決められるうちに、認知症や障がいの場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）と、代わりに行ってもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

本人が一人で決めることに心配が出てきた場合に、家庭裁判所*で任意後見監督人が選任され、初めて任意後見契約が始まります。本人の意思を尊重した適切な保護や支援をすることが可能となります。



例えば、こんな人は「任意後見」を選びましょう。

→判断能力が十分ある人（将来、認知症になった後の生活が心配など）

「任意後見」で受けられるサポート

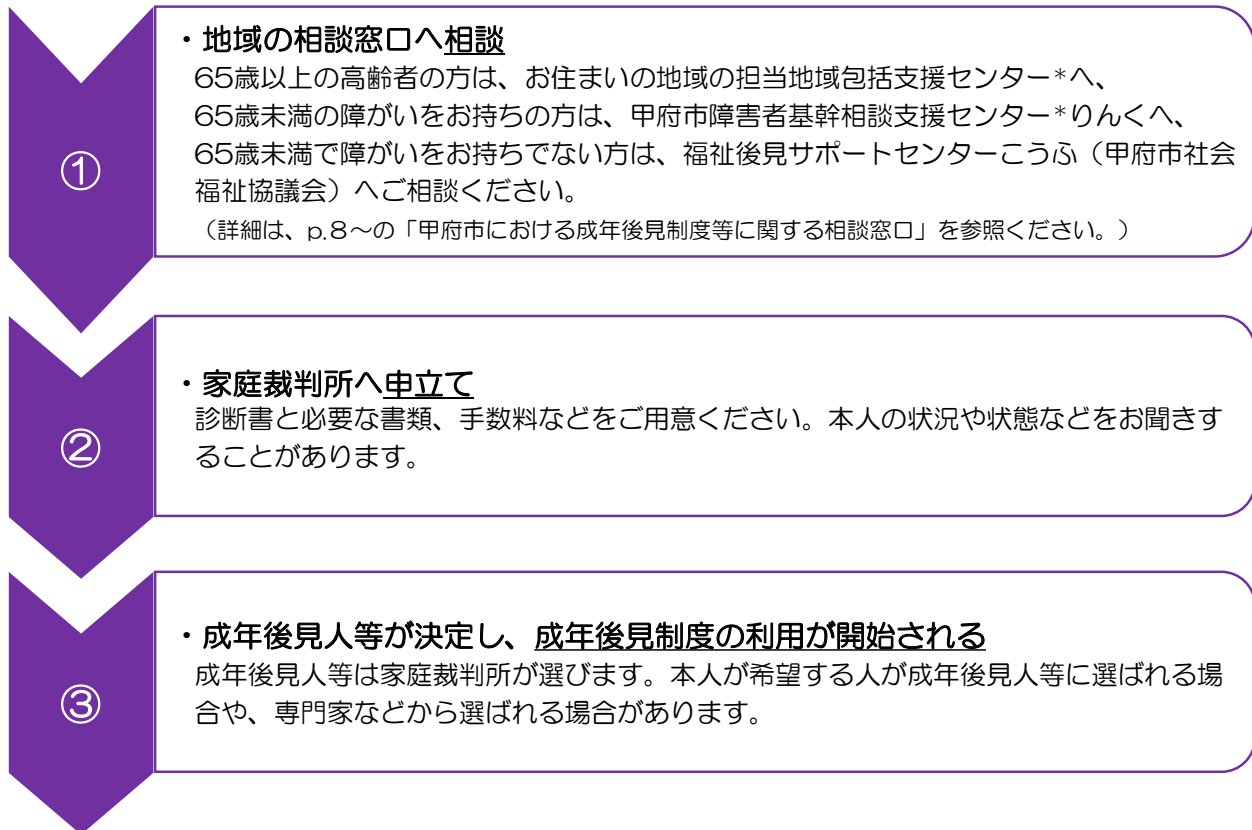
→「任意後見人」によって、生活や財産に関することの代理が可能です

2 本人・親族・地域の方へ

(1) 成年後見制度の利用にあたって

成年後見制度を利用するまでの流れ

必要な書類を家庭裁判所*に届けてから、利用開始まで約2か月かかります。



費用について

成年後見制度を利用するためには、「申立て」（家庭裁判所*に書類を提出し、利用の意向を伝えること）が必要です。また、申立ての際に、費用が発生します。

- ✓ 申立て手数料（収入印紙）
- ✓ 登記手数料（収入印紙）
- ✓ その他（連絡用の郵便切手代、鑑定料など）

制度の利用が始まると、成年後見人等が支援する仕事に対して、費用が発生します。金額は、家庭裁判所*が決定します。

なお、費用の負担が困難な人に対しては、甲府市が費用の一部を助成する制度があります。

成年後見人等の選任について

成年後見人等には、本人の親族のほか、法律の専門家、福祉の専門家などがなります。また、専門的な知識を持った地域の人や、後見をする団体（法人）などがなることもあります。

成年後見人等になるのは、以下のような人です。

- ✓ 親族：本人にとって身近な頼れる人
- ✓ 市民後見人*：専門的な研修を受けた地域の人
- ✓ 専門職：法律や福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士*など）
- ✓ 法人：社会福祉法人、一般社団法人、NPO法人*など

誰が成年後見人等になるかは、本人の希望や気持ち、からだの様子、暮らし方を確かめて、本人に合った人を家庭裁判所*が決定します。

成年後見人等が支援できることと、できないこと

認知症や障がいの程度によって、成年後見人等が支援する内容は変わります。本人がどのような支援を望んでいるのかを尊重します。

成年後見人等が支援できること

- ・福祉サービス・介護の手続きや契約のお手伝い
- ・保険料や税金の支払や、お金の出し入れのお手伝い
- ・よくわからずにした契約の取消
- ・定期的な訪問や状況の確認
- ・入院や、施設への入所の手続きのお手伝い
- ・書類の確認や、施設などへの改善の申し入れ など

成年後見人等が支援できないこと

- ・食事をつくる
- ・掃除をする
- ・ティッシュなどの日用品の買いものを代わりにする
- ・手術をする、しないを決める
- ・実際に介護する
- ・毎日のように来てもらったり、話相手になってもらう など

(2) 甲府市における成年後見制度等に関する相談窓口

甲府市では、成年後見制度による支援が必要な市民が制度を利用できるように、制度の普及に取り組むとともに利用の支援を行います。

制度の利用相談として、65歳以上の高齢者の方については、お住まいの地域の担当地域包括支援センター*、65歳未満の障がいをお持ちの方については、甲府市障害者基幹相談支援センター*りんく、65歳未満で障がいをお持ちでない方については、福祉後見サポートセンターこうふ（甲府市社会福祉協議会）を一次相談機関*としています。一次相談機関とは、最初に相談することができる相談窓口です。成年後見制度を必要とする本人だけでなく、その家族や支援者の方も不安やご心配がありましたらまずはお気軽にご連絡ください。


65歳以上の高齢者の方や、その家族等の相談先

施設名称	住所	電話	支援地域
東ほうかつ （東地域包括支援センター） 	甲府市城東4-13-15	055-233-6421	琢美 東 富士川
南東ほうかつ （南東地域包括支援センター） 	甲府市国玉町951-1	055-223-0103	里垣 玉諸 甲運
西ほうかつ （西地域包括支援センター） 	甲府市上石田1-8-20	055-220-7677	貢川 石田 池田 新田


施設名称	住所	電話	支援地域
南西ほうかつ (南西地域包括支援センター) 	甲府市大里町5315	055-220-2315	国母 大国 大里
南ほうかつ (南地域包括支援センター) 	甲府市住吉5-24-14	055-242-2055	伊勢 住吉 湯田 山城
北東ほうかつ (北東地域包括支援センター) 	甲府市塚原町359	055-252-3398	相川 北新 新紺屋
北西ほうかつ (北西地域包括支援センター) 	甲府市羽黒町1657-5	055-252-4165	千塚 羽黒 千代田 能泉 宮本

施設名称	住所	電話	支援地域
中央ほうかつ (中央地域包括支援センター) 	甲府市丸の内2-9-28 勤医協駅前ビル4階	055-225-2345	春日 相生 穴切 朝日
笛南ほうかつ (笛南地域包括支援センター) 	甲府市下向山町910 甲府市健康の杜センター (アネシス)	055-266-4220	中道 上九一色

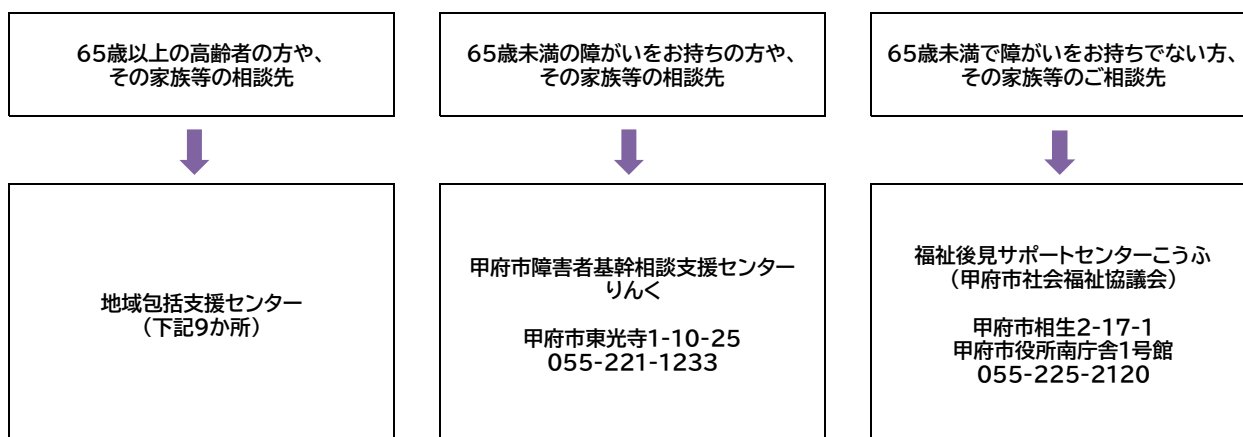
65歳未満の障がいをお持ちの方や、その家族等の相談先

施設名称	住所	電話	支援地域
甲府市障害者基幹相談支援 センターりんく 	甲府市東光寺1-10-25 甲府市障害者センター内 1階	055-221-1233	市内全域

65歳未満で障がいをお持ちでない方、その家族等のご相談先

施設名称	住所	電話	支援地域
福祉後見サポートセンターこうふ (甲府市社会福祉協議会) 	甲府市相生2-17-1 甲府市役所南庁舎1号館	055-225-2120	市内全域

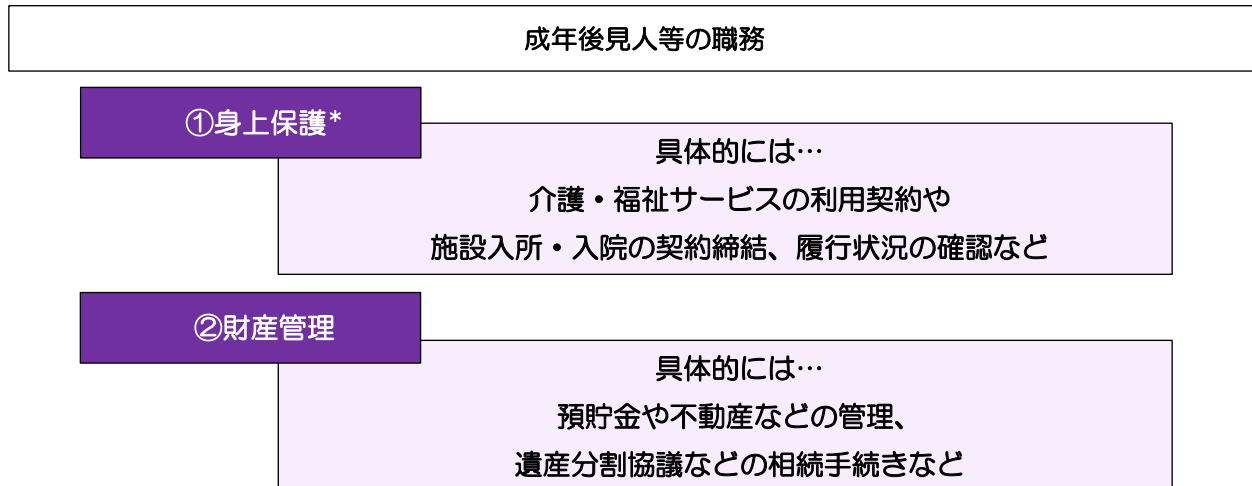
甲府市 成年後見制度 相談先



地域包括支援センター		
東ほうかつ 甲府市城東4-13-15 055-233-6421	南西ほうかつ 甲府市大里町5315 055-220-2315	北西ほうかつ 甲府市羽黒町1657-5 055-252-4165
南東ほうかつ 甲府市国玉町951-1 055-223-0103	南ほうかつ 甲府市住吉5-24-14 055-242-2055	中央ほうかつ 甲府市丸の内2-9-28 勤医協駅前ビル4階 055-225-2345
西ほうかつ 甲府市上石田1-8-20 055-220-7677	北東ほうかつ 甲府市塚原町359 055-252-3398	笛南ほうかつ 甲府市下向山町910 甲府市健康の杜センター(アネシス) 055-266-4220

3 成年後見人等として活動することを検討している方へ

判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で尊厳をもって生活するためには、成年後見人等の役割が今後ますます重要になっていきます。成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。



なお、食事の世話や実際の介護などは、成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等は支援、保護、財産管理の状況などについて家庭裁判所*に報告し、家庭裁判所*若しくは成年後見監督人等の監督を受けることになります。

(1) 成年後見人等として活動するにあたって

報酬について

家庭裁判所*に報酬をもらうための申立てを行った場合には、家庭裁判所*の決定した報酬を、本人（支援を受けている人）の財産から受け取ることができます。（家庭裁判所*の許可なく本人の財産から報酬を受け取ることはできません。）

また、本人の財産が少ないため、本人の財産から報酬を受け取ることができない場合には、甲府市が助成する制度もあります。

成年後見人等の仕事が終了するタイミングについて

成年後見人等の仕事は、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻して家庭裁判所*の取消の審判を受けない限り、本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけとなった当初の目的（例：保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わり、というものではありません。

なお、成年後見人等を辞任するには、家庭裁判所*の許可が必要となります。

(2) 成年後見人等の種類

親族後見人*

親族が成年後見人等になる場合、「親族後見人*」と呼ばれます。甲府市では、「甲府市市民後見人*養成研修」を開設しており、「親族後見人*コース」では、親族後見人*として活動を考えている人が成年後見制度について学ぶことができます。

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で尊厳をもって生活するために、ご家族が成年後見制度を学ぶ「親族後見人コース」と、市民の方が市民後見人として活動するための「市民後見人養成コース」を開設します。

基礎講座受講修了された方は、親族後見人コースの修了証を交付します。引き続き市民後見人養成コースを受講される方は、そのまま実践研修に進んでいただけます。

まずは、オリエンテーションから受講しましょう。

○オリエンテーション 甲府市社会福祉協議会に委託して実施

開催日	内 容
R5. 8. 31 (木) 10:00~12:00 市役所6階大会議室	甲府市の成年後見制度の取り組みについて 市民後見人活動について

★親族後見人コース（基礎研修は市民後見人養成コースと共通です）

甲府市市民後見人養成基礎研修

○やまなし市民後見人養成基礎講座 山梨県委託事業 山梨県立大学実施

開催日	内 容
R5. 9. 23 (土)	ガイダンス・成年後見制度の概要（動画配信）
R5. 9. 30 (土)	市民後見人の概要と地域における後見人の役割

令和5（2023）年度親族後見人*コースパンフレット（抜粋）

専門職後見人*

法律や福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士*など）による成年後見人等は「専門職後見人*」と呼ばれます。

市民後見人*

親族後見人*や専門職後見人*ではない、市民による成年後見人等は「市民後見人*」と呼ばれます。甲府市では、「甲府市市民後見人*養成研修」を開設しており、「市民後見人*コース」では、市民後見人*として活動を考えている人が成年後見制度について学ぶことができます。

甲府市市民後見人養成実践研修

★市民後見人養成コース

市民後見人養成コースは、**基礎研修と実践研修**になります。基礎研修(親族後見人コースと同一)修了後、実践研修**前期**と**後期**を受講いただき、希望された方については甲府市市民後見人候補者選考委員会で選考の上、市民後見人活動バンクに登録します。
登録後は、甲府市社会福祉協議会が実施している、法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活動していただきながら、市民後見人として活動できるように支援します。

○実践研修前期(実施期間1月～3月) 甲府市社会福祉協議会に委託して実施

開催日	内 容
R6.1.18 (木)	○介護保険制度について ①介護保険のサービスの内容・利用方法 ②介護保険の減免制度など
	○高齢者福祉制度について ①総合事業・高齢者福祉サービスの内容・利用方法 ②地域包括支援センターの事業内容
	○障害福祉制度について ①障がい者の特性 ②障がい福祉サービスの内容・利用方法
	○生活保護制度について ①生活保護制度の概要
R6.2.1 (木)	○対人援助の基礎

令和5(2023)年度市民後見人*コースパンフレット(抜粋)

法人後見*


社会福祉法人や一般社団法人、NPO法人*などの法人が成年後見人等になることを「法人後見*」といいます。

法人後見*では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当して行います。担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点があります。

(3) 甲府市における成年後見制度等に関する相談窓口

甲府市では、甲府市社会福祉協議会に中核機関*を委託しています。中核機関*は福祉後見サポートセンターこうふに設置され、成年後見制度に関する相談に応じるほか、市民後見人*の養成・育成や活動支援、親族後見人*の相談や支援を行います。

支援を検討している方や、成年後見人等の方のご相談先

施設名称	住所	電話	支援地域
福祉後見サポートセンターこうふ (甲府市社会福祉協議会) 	甲府市相生2-17-1 甲府市役所南庁舎1号館	055-225-2120	市内全域



第2章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

本市では、国における「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」（第1次・第2次）を策定しました。そして、「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」（第2次）が最終年度を迎えるため、令和5（2023）年度に見直しを行い、令和6（2024）年度からの新たな計画を策定します。

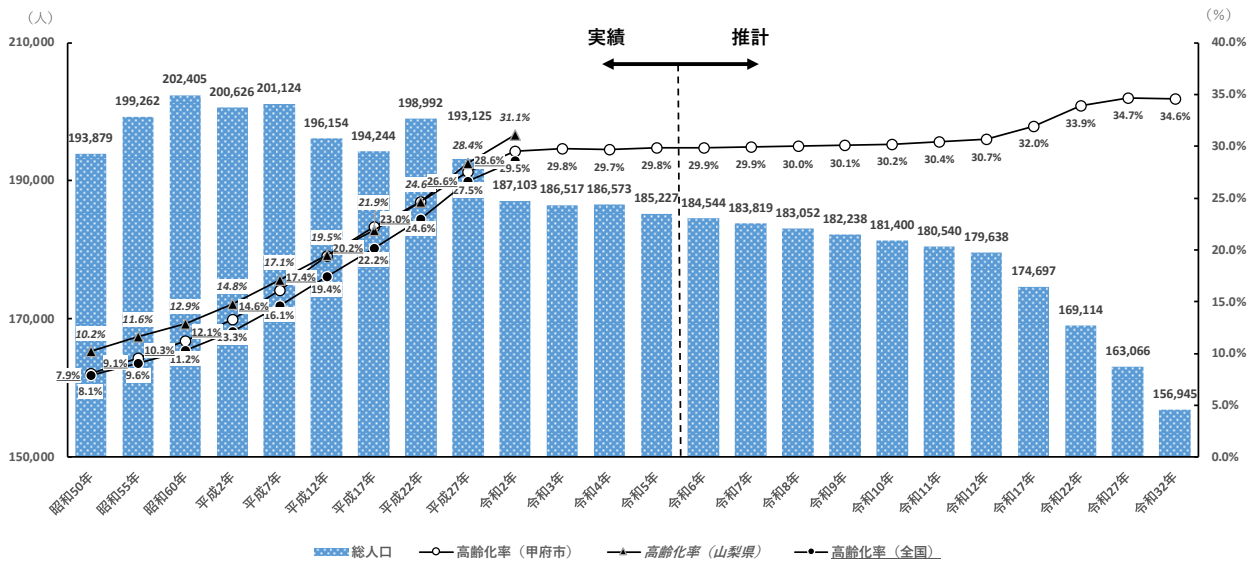
年	区分	概要
平成28年 (2016年)	国	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「促進法」という。）は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。
	市	「甲府市成年後見制度の普及促進に関する実施方針」の策定
平成29年 (2017年)	国	「成年後見制度利用促進基本計画」（第一期）の策定 （平成29（2017）年度～令和3（2021）年度） 促進法に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「国の基本計画」という。）を策定し、おおむね5年間に、市町村は国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。
平成31年 (2019年)	市	「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」（第1次）の策定 （平成31（2019）年度～令和2（2020）年度） 「甲府市成年後見制度の普及促進に関する実施方針」を踏まえ、「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「市の基本計画」という。）を策定し、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で尊厳をもって生活できるよう、本市の成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定めました。
令和3年 (2021年)	市	「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」（第2次）の策定 ※現行計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
令和4年 (2022年)	国	「成年後見制度利用促進基本計画」（第二期）の策定 （令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）
令和6年 (2024年)	市	「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」（第3次）の策定 （令和6（2024）年度～令和8（2026）年度） 市の基本計画（第2次）が最終年度を迎えるため、これまでの施策について見直しを行うとともに、更なる成年後見制度の利用促進を図ることを目的として、令和6（2024）年度からの新たな市の基本計画を策定します。

第2章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

本市においては、総人口が減少する中、高齢化率が上昇しており、成年後見制度の利用者が増加していくことが見込まれます。

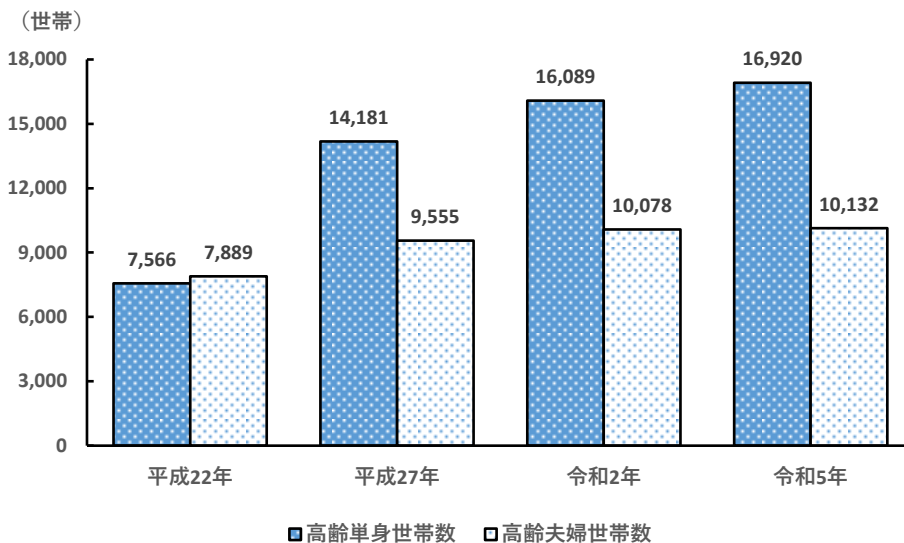
総人口と高齢化率の推移と推計



資料：国勢調査（昭和50（1975）年～令和2（2020）年）
 住民基本台帳（令和3（2021）年～令和5（2023）年（各年10月1日）
 令和6（2024）年以降は福祉保健部において算出した推計値
 ※国勢調査では「年齢不詳」人口があるため年齢3区分の合計が総人口と合わない場合がある。
 ※平成22（2010）年以降は旧中道町と旧上九一色村北部を含む。

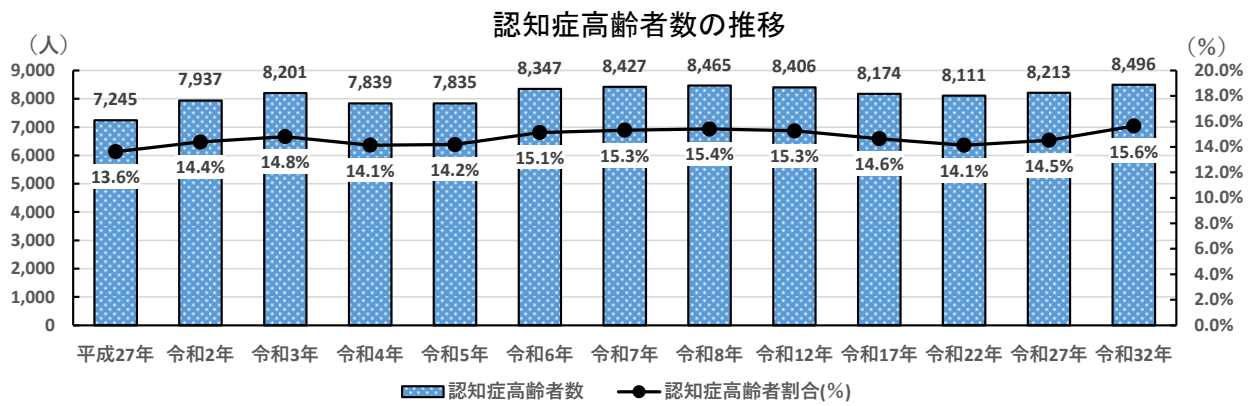
また、一人暮らしの高齢者数（高齢者単身世帯数）は、平成22（2010）年と比較して、令和5（2023）年は約2.2倍の16,920世帯と急激に増加しており、地域の中で孤立しないよう見守りなど周囲の支援が求められることがうかがえます。

高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移



資料：山梨県高齢者福祉基礎調査
 ※高齢単身世帯数：65歳以上の一人のみの一般世帯数
 高齢夫婦世帯数：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯数

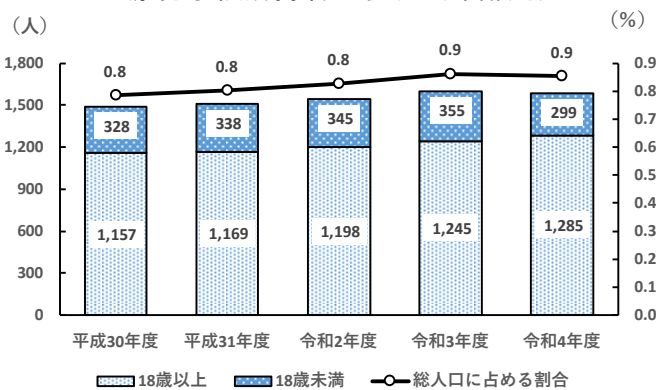
また、高齢者人口が増加している中で、認知症高齢者数も増加傾向にあります。



資料：平成27（2015）年～令和5（2023）年は山梨県「高齢者福祉基礎調査」（各年4月1日）
令和6（2024）年以降は甲府市福祉保健部推計（各年10月1日）
※推計は、令和3（2021）年から令和5（2023）年までの平均発生率（認知症高齢者の前・後期高齢者人口に対する割合）により算出した。

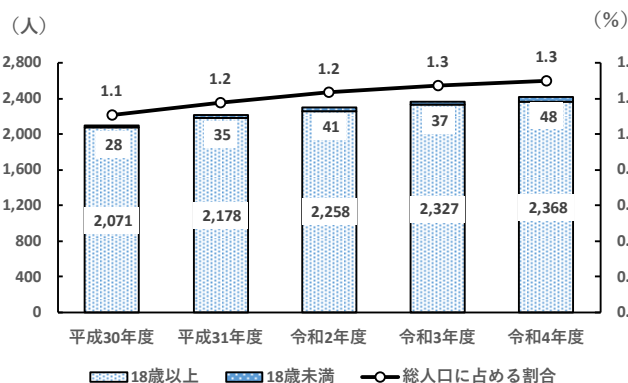
さらに、知的障がい、精神障がいのある人も増加傾向にあります。障がい者にかかわる相談支援業務の中で、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見・早期支援を継続して行っていることなどから、本市の総人口の減少とは反比例して、今後、障がい者の成年後見制度の利用は一層高まるものと考えられます。

療育手帳所持者の状況（年齢別）



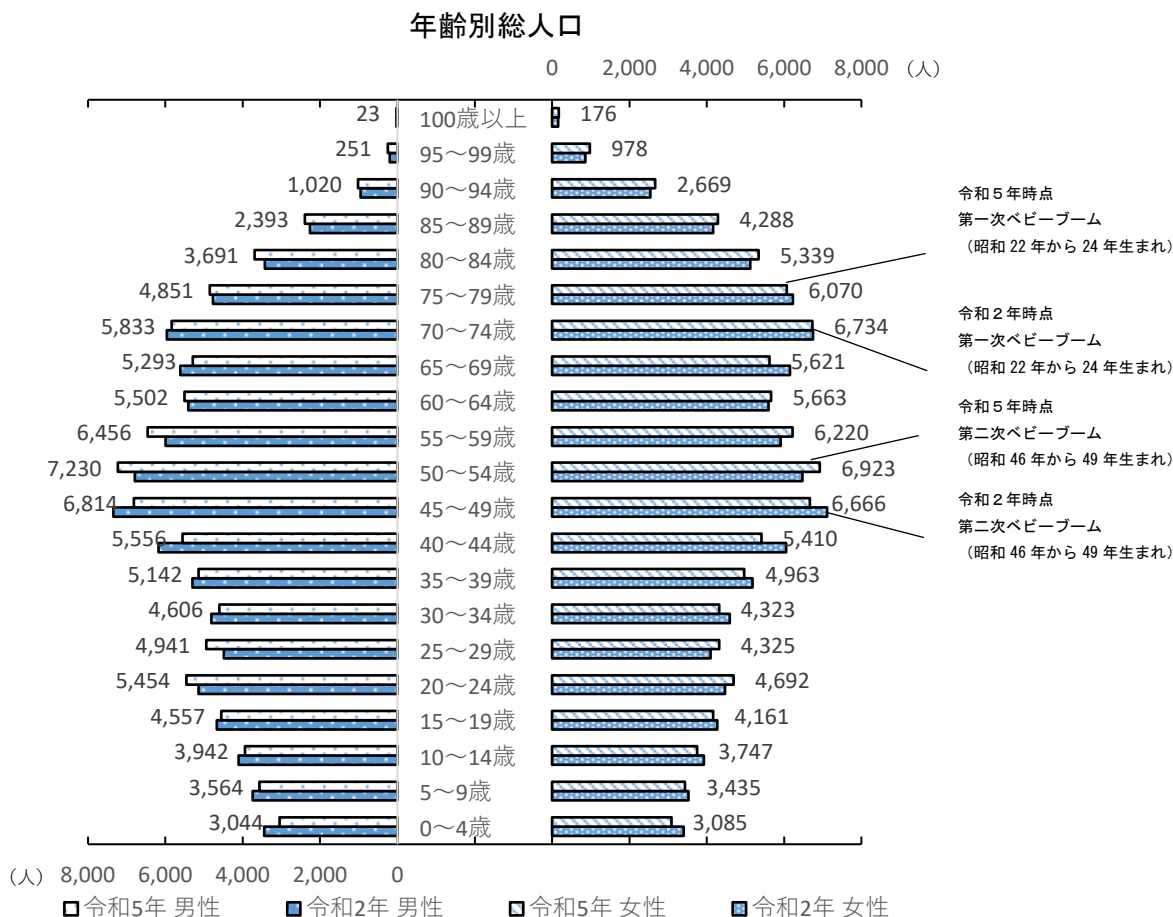
資料：障がい福祉課調べ（各年度末）、人口は年度の住民基本台帳（各年度末）

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（年齢別）



資料：障がい福祉課調べ（各年度末）、人口は次年度の住民基本台帳（各年度末）

その一方で、支え手となる若年層は減少傾向にあるため、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年の2つのピークに向けて、制度を安定的に運用できる環境を計画的に整備していくことが求められています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

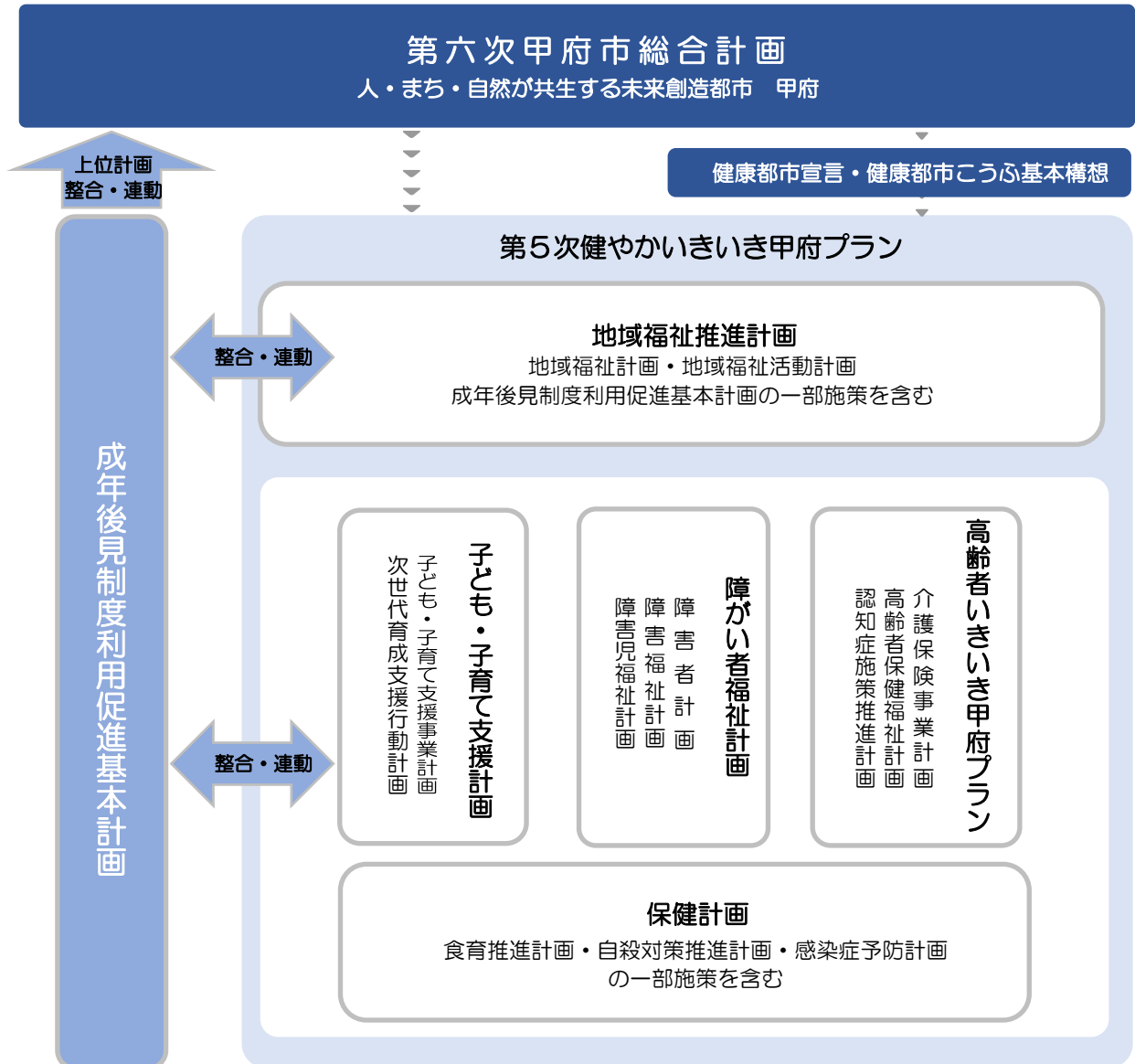
2 計画策定の法的根拠

促進法第14条において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画はこれに基づき策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、国の基本計画を勘案する中で、「第六次甲府市総合計画」の基本構想を踏まえています。また、「第5次健やかいきいき甲府プラン」を構成する5分野の個別計画において、「甲府市地域福祉推進計画」及び「高齢者いきいき甲府プラン」、「甲府市障がい者福祉計画」の権利擁護*に関する施策との整合を図った計画となっています。

《他の分野別計画との関係図》



※「子ども・子育て支援計画」については、令和7（2025）年3月の改定を予定しています。

4 計画におけるSDGsの考え方

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性を持った社会の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念は、政策推進の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるものと考えられるため、本計画はこの理念を踏まえて策定しました。

本市においては、SDGsの考え方を様々な施策・事業へ展開するための基本と位置づけている「甲府市SDGs推進ビジョン」を策定しており、SDGsを積極的に推進しています。

5 計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。「高齢者いきいき甲府プラン」及び「甲府市障がい者福祉計画」との整合を図る観点からも、両計画と期間を一致させたものとなっています。

6 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、促進法第14条第2項に基づき、有識者や関係団体の長などを委員として、成年後見制度の利用促進にかかわる事項を調査審議するため条例により設置された「甲府市成年後見制度利用促進審議会」において審議を行い、成年後見制度にかかわる施策について広く意見を聴く体制を整備しました。

また、本計画の素案の要旨については、こうふ市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施し、市民の意見を広く聴く機会を確保しました。



甲府市成年後見制度利用促進審議会のようす

7 計画の評価・進行管理

本計画の第4章に掲げる計画目標の達成に向け、市と甲府市成年後見制度中核機関*（以下、「中核機関*」という。）を運営する甲府市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）とが緊密な連携を図りながら、事業の推進と進捗状況の把握を行うとともに、本計画の評価・進行管理については、「甲府市成年後見制度利用促進審議会」において点検及び評価を行います。

第3章 成年後見制度を取り巻く現状と課題

本章では、甲府市の現状や、本計画の策定にあたって実施したアンケートの結果等を踏まえた課題を示します。

アンケートの概要			
調査名	概要	抽出数	回収数 (回収率)
高齢者の活躍や健康に関するアンケート	令和5（2023）年7月11日現在で、市内にお住まいの65歳以上の人の中から無作為に抽出	1,100	579 (52.6%)

※配布方法は郵送、回収方法は郵送・WEBです。

※調査実施時期は、令和5（2023）年7月10日（月）～7月28日（金）です。

1 成年後見制度の利用が必要な人を取り巻く現状と課題

(1) 相談窓口や相談体制の充実

現行計画の期間において、定例会*や甲府市成年後見制度利用促進連携協議会（以下、「協議会」という。）などの各種会議を活用して、専門職等のアドバイスを得られる体制が整備され、中核機関*の機能が充実しました。

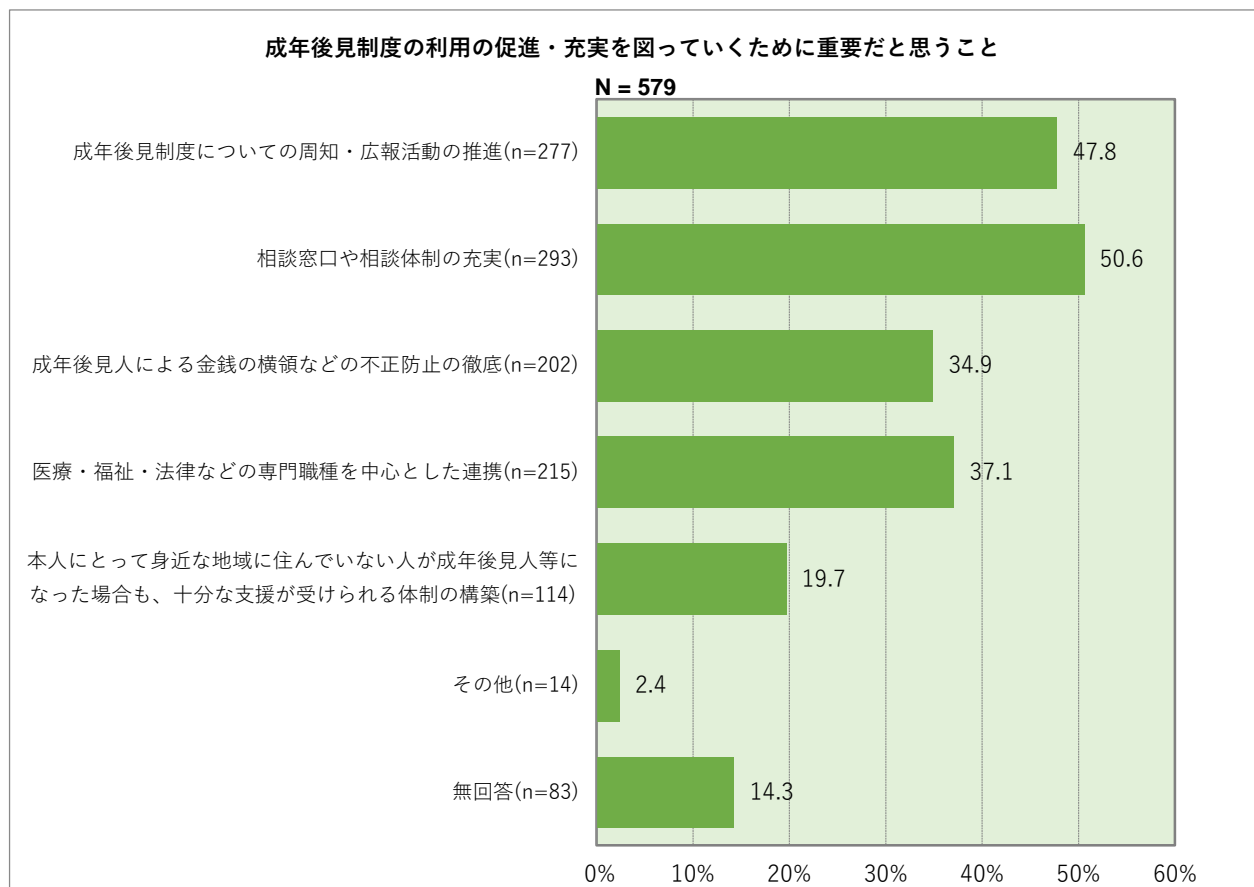
一方で、アンケート調査の結果では、成年後見制度の利用の促進・充実を図っていくために重要だと思うこととして、「相談窓口や相談体制の充実」が50.6%と最多となったことから、引き続き中核機関*を中心とした相談窓口や相談体制の機能充実を図ることが必要です。



(2) 医療・福祉・法律などの専門職種を中心とした連携の強化

現行計画の期間において、定例会*や協議会などの各種会議を活用して、専門職等のアドバイスを得られる体制が整備されました。また、成年後見人等が選任された事案について、中核機関*主催で支援者会議を開催し、チーム編成、チーム支援に取り組みました。

一方で、アンケート調査の結果では、「医療・福祉・法律などの専門職種を中心とした連携」が必要との意見が37.1%ありました。制度を円滑に運営するためには、本人と成年後見人等を、後見開始前から、後見開始後も切れ目なく支援できるチームづくりを促進する体制が必要です。

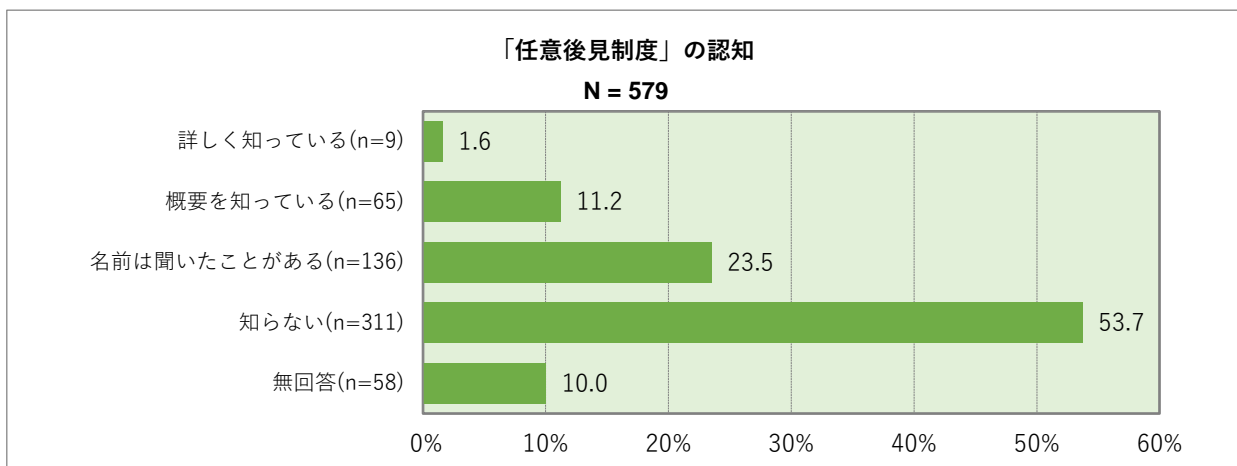
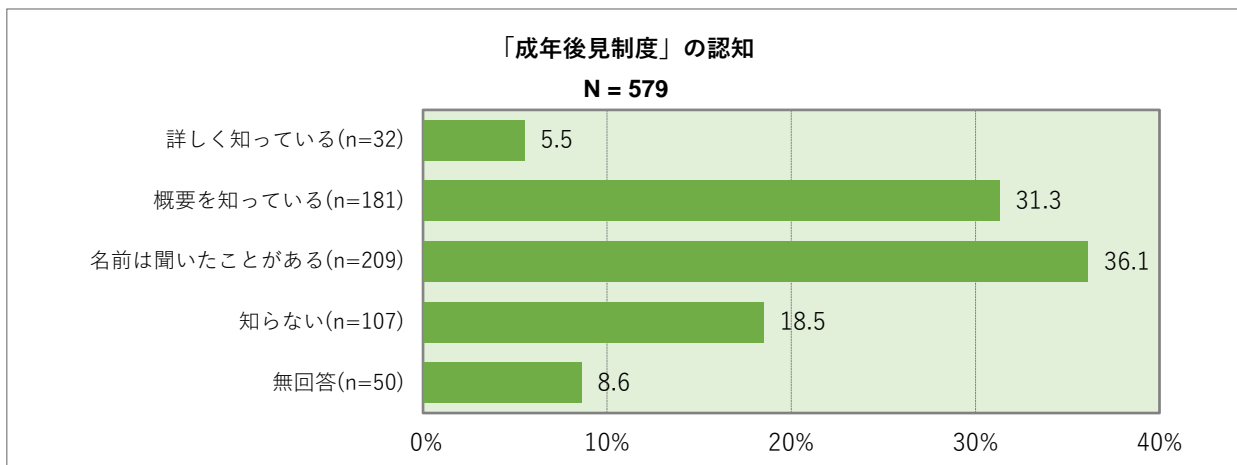


(3) 市民への成年後見制度の周知・啓発

現行計画の期間において、成年後見制度の普及啓発については、ホームページへの情報掲載や、地区レベルでの住民向け出前講座などの取組を行ってきました。

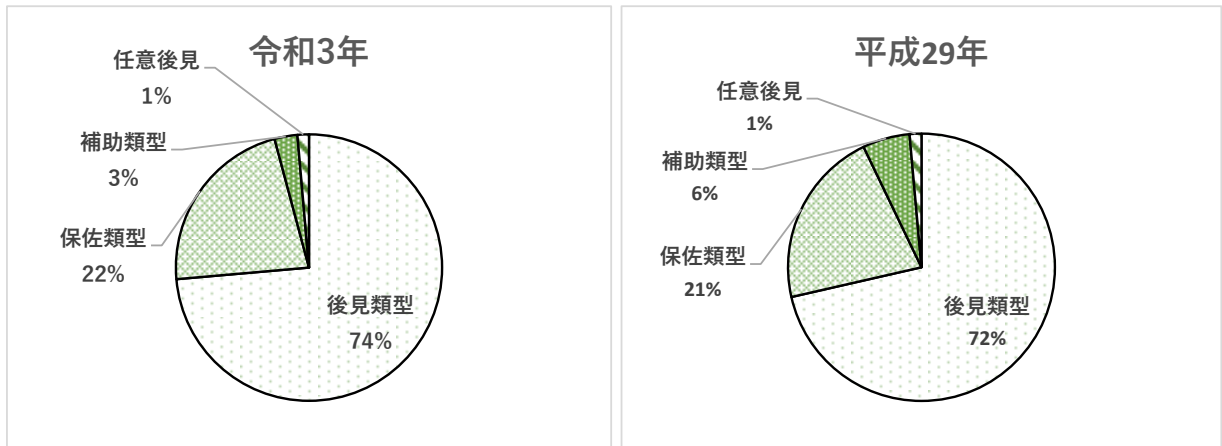
一方で、アンケート調査の結果では、成年後見制度の認知度(※)は72.9%となり、前回(令和2(2020)年度)の77.3%と比べて4.4%低下していたことや、「任意後見制度*の認知」は「知らない」が最多で53.7%となっていることから、より一層の普及啓発活動が必要と言えます。

※「詳しく知っている」「概要を知っている」「名前を聞いたことがある」と回答した人の割合から算出



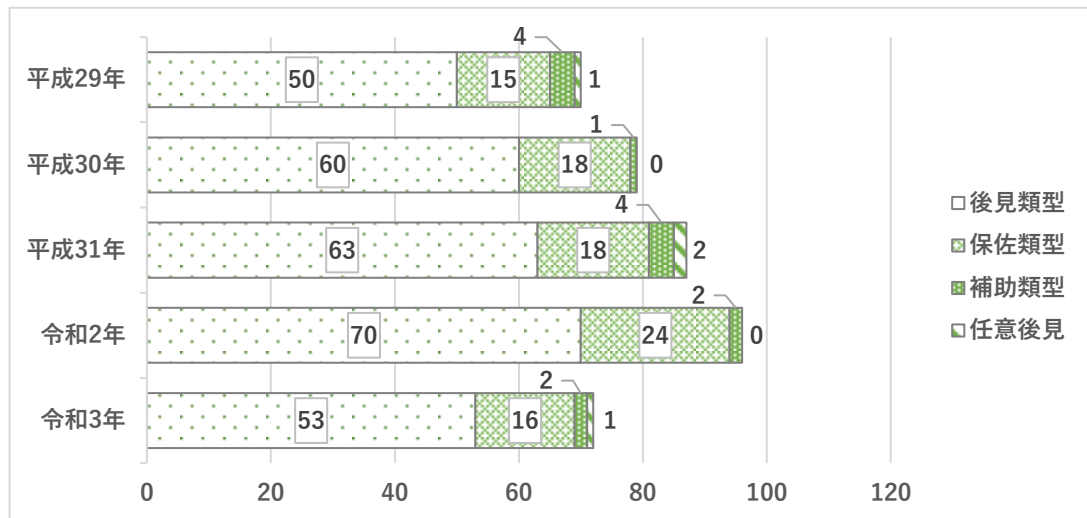
また、成年後見制度の利用を開始する申立ての類型別件数について、後見類型（判断能力を欠く）が全体の7割以上を占め、次いで保佐類型（判断能力が著しく不十分）が2割弱となっており、補助類型（判断能力が不十分）と任意後見（事前契約）は1割程度となっています。普及啓発活動を通じて、各類型の認知度を上げ、成年後見制度の利用が必要な人を、甲府市の実状にそって、それぞれの状況に適した支援へつなげていきます。

類型別の比較（甲府市）



資料：甲府家庭裁判所

成年後見制度の利用を開始する申立ての類型別件数（甲府市）

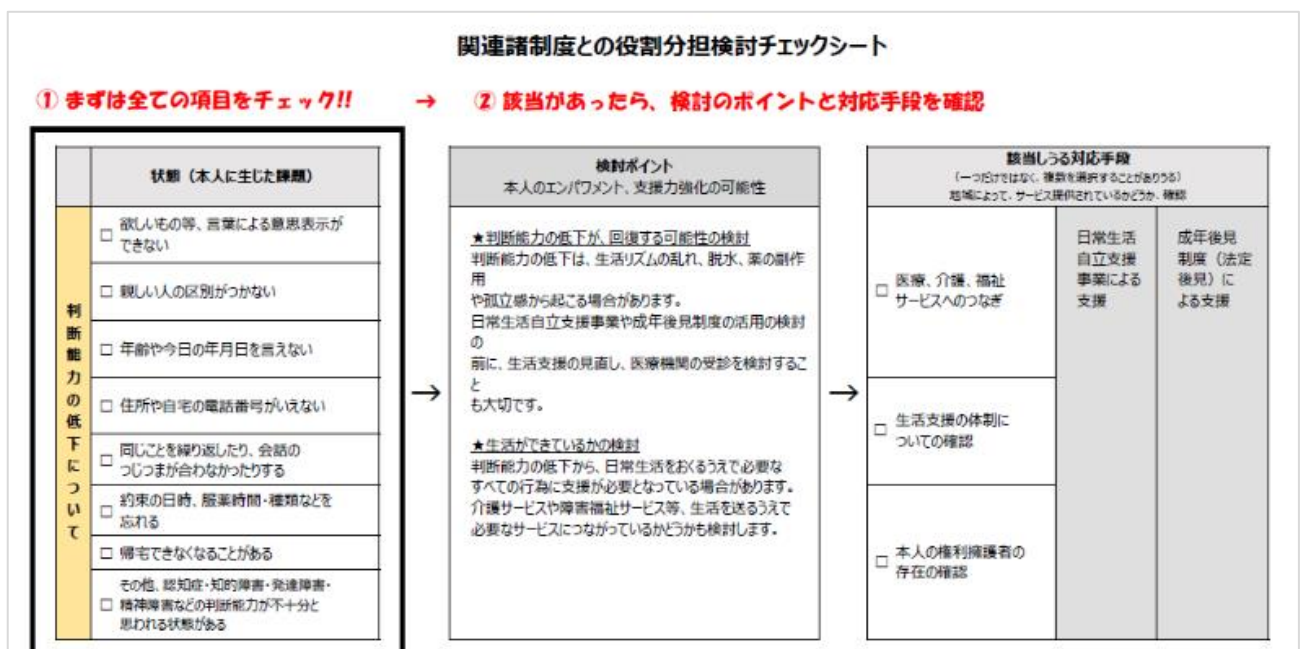


資料：甲府家庭裁判所

また、国の動向では、本人が必要とする身上保護*や意思決定支援*の内容等の変化に
 応じて、成年後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性が検
 討されていることから、制度改正の状況に応じて、成年後見人等の交代（※）の支援を
 実施していく必要性も考えられます。

※制度利用当初の法的課題が解決した場合には、法律職の専門職後見人*から親族後見人*や市民後見
 人*等へ移行していく場合などが考えられます。

日常生活自立支援事業等の他制度からの円滑な移行の促進については、チェックシー
 トを作成し、関連諸制度との役割分担を相談窓口において行えるように取り組みました。
 引き続き、協議会等で検討し、円滑な移行体制を整備します。



チェックシートのサンプル

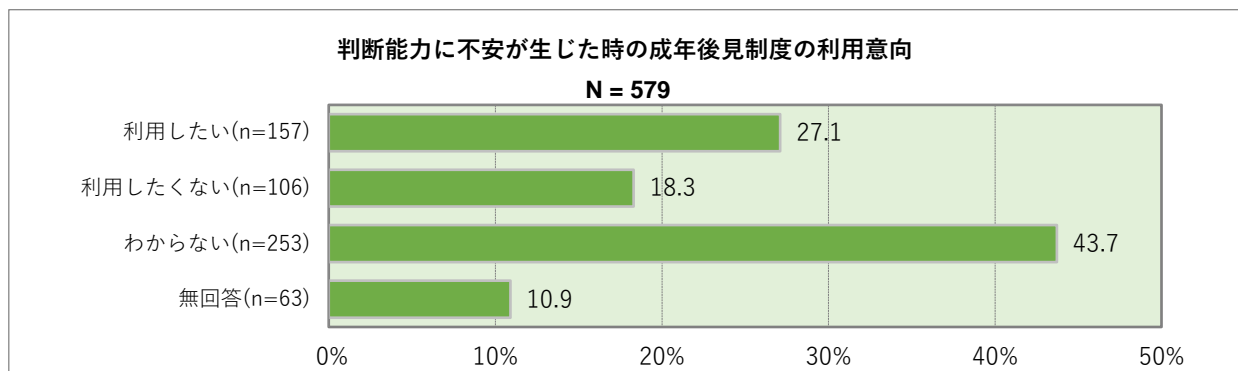
（※内容は随時改定されます。また、上記画像は一部を抜粋したものです。）

2 成年後見人等を取り巻く現状と課題

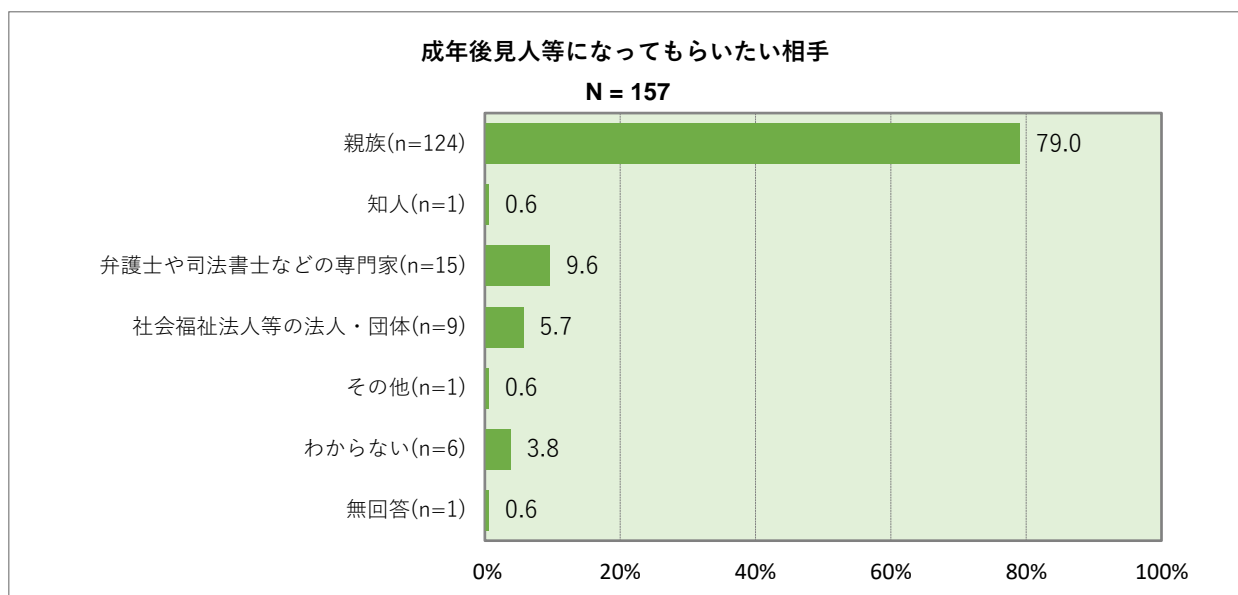
(1) 親族後見人*支援

現行計画の期間において、親族後見人*支援については、家庭裁判所*と連携を図り、親族申立ての際にリーフレットによる中核機関*の情報提供を実施しました。

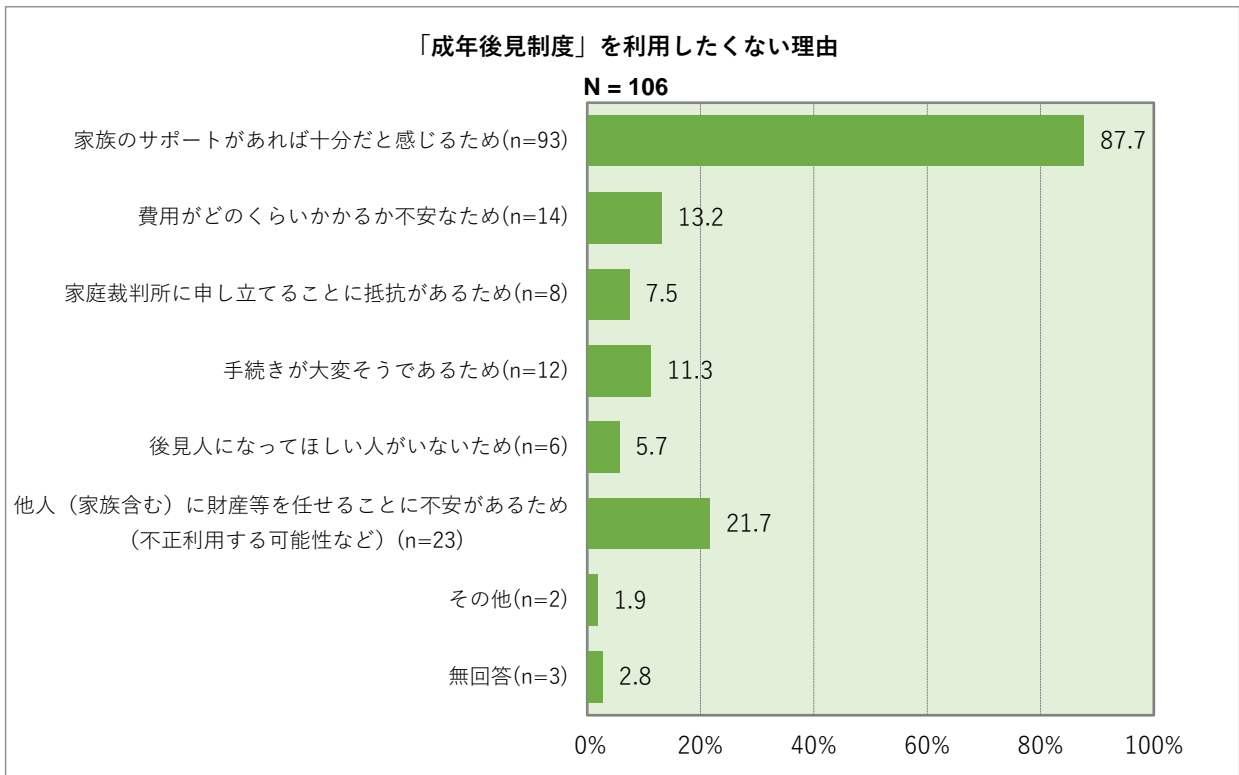
また、アンケート調査の結果では、「判断能力に不安が生じた時の成年後見制度の利用意向」は、「利用したい」が27.1%、「利用したくない」が18.3%となっています。



「利用したい」と回答した人において、「成年後見人等になってもらいたい相手」は、「親族」が最多で79.0%となっています。



「利用したくない」と回答した人において、「成年後見制度を利用したくない理由」は、「家族のサポートがあれば十分だと感じるため」が最多で87.7%となっています。



これらの結果から、成年後見制度の利用意向にかかわらず、親族（家族）による支援の重要性がうかがえます。認知症高齢者や知的・精神障がい者等の親族に対し、制度の理解促進や支援を行う必要があります。



(2) 市民後見人*の養成

市民後見人*養成については、現行計画の期間において、新たな取組として市民後見人*養成研修前のオリエンテーションを実施しました。

市民後見人*養成研修（市民後見人*養成コース）を修了した人のうち、市民後見人*として活動することを希望する人は、甲府市市民後見人活動バンク*への登録が必要になります。しかし、バンク登録（25名）から実際の市民後見人*活動までつながった人数は2名と少ないことから、市民後見人*養成講座の受講者数の増加と同時に、本人と市民後見人*候補者のマッチングにも力を入れる必要があると言えます。

市民後見人*養成講座修了者数

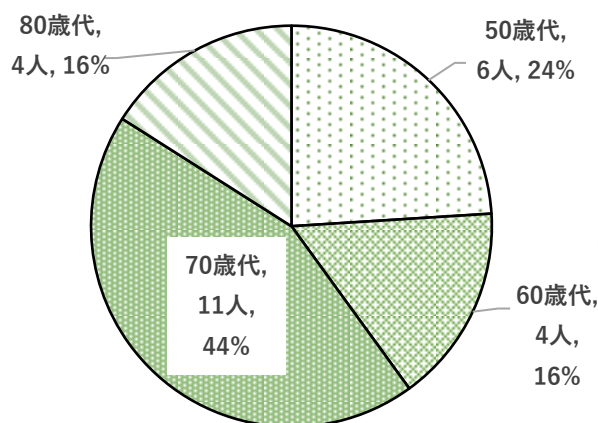
区 \ 年	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
修了者数	5人	0人	7人

※令和3（2021）年度については、講座の内容変更により、年度をまたいでいるため、0人となっています。

市民後見人活動バンク*登録数

区 \ 年	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
新規名簿登録者数	5人	10人	4人	0人	5人	6人
名簿登録者総数	5人	15人	19人	18人	19人	25人

令和4年度バンク登録者（年齢別）



市民後見人活動バンク登録者の年齢構成をみると、70歳代が11人と最も多く、50歳代は6人となっています。

資料：甲府市

第4章 計画の基本理念・計画目標

1 基本理念

基本理念

誰もが尊重され 自分らしく暮らせる 権利擁護*支援の推進

ひとりで決めることに不安のある人を法的に保護し、
本人の意思を尊重した支援を行うことで、
認知症・知的障がい・精神障がいなどの有無にかかわらず、
全ての人が、尊厳のある自分らしい生活を続けられる「まち」を目指します。

〈関連する主なSDGs*〉



2 計画目標

計画目標 1 は「成年後見制度の利用が必要な人（本人）」向けの内容、計画目標 2 は、「成年後見人等」向けの内容としました。

計画目標 1

成年後見制度の利用が必要な人にとって、
成年後見制度を利用しやすい環境を整えます

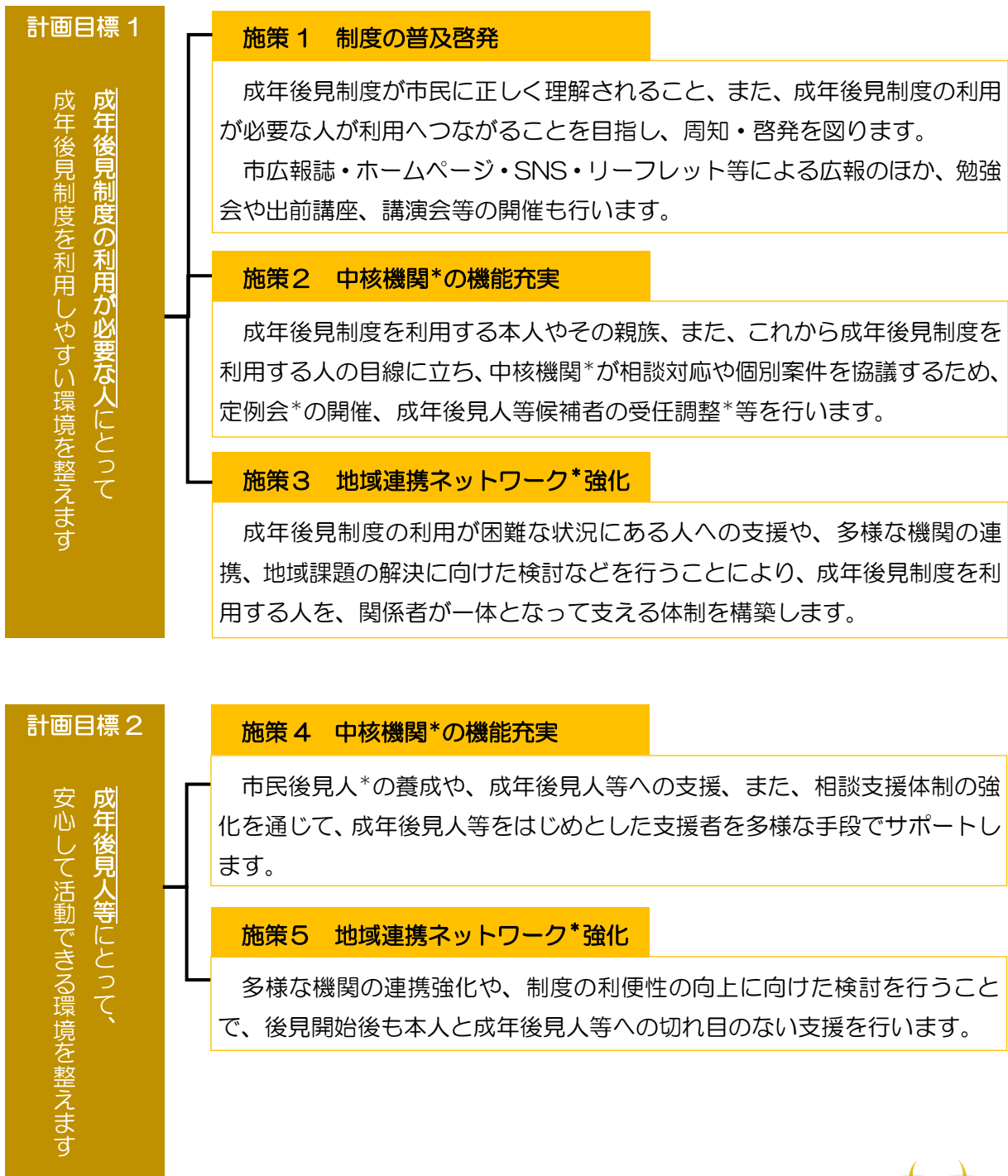
成年後見制度を利用している本人やその親族、
また、これから成年後見制度を利用する人など、
制度を取り巻く人の権利が守られるよう、環境を整えます。

計画目標 2

成年後見人等にとって、
安心して活動できる環境を整えます

成年後見人等をはじめとした支援者が、
安心感とやりがいをもって後見活動に取り組めるよう、環境を整えます。

3 施策の方向性

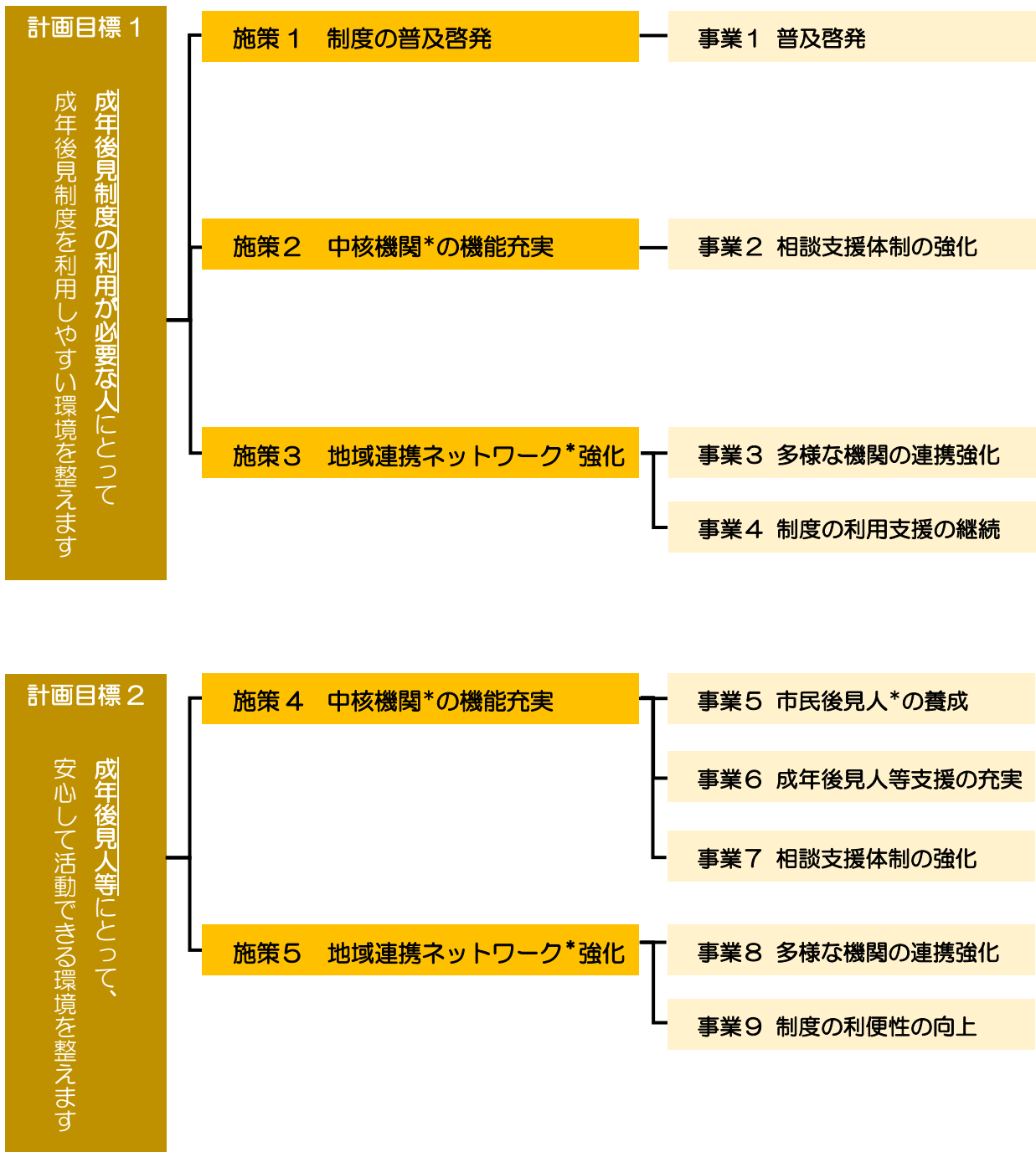


計画目標 1 と計画目標 2 では、対象としている人が異なっています。

計画目標 1 の対象となる人…成年後見制度を利用している本人やその親族など
計画目標 2 の対象となる人…成年後見人等として活動する人など



4 施策体系



第5章 課題解決に向けた取組

1 施策の展開

以降のページの見方を以下に示します。

第5章 課題解決に向けた取組
1 施策の展開 計画目標 1 施策 1

計画目標 1 **成年後見制度の利用が必要な人**にとって、成年後見制度を利用しやすい環境を整えます

施策 1 制度の普及啓発

事業と主な取組

事業 1 普及啓発

取組 1 成年後見制度や相談窓口の広報・周知

取組 2 相談員等を対象とした成年後見制度に関する勉強会、出前講座等の開催

取組 3 市民向け啓発の実施


事業に紐づく主な取組です。

権利擁護*に関わる様々な立場です。

取組 1 成年後見制度や相談窓口の広報・周知

市民 支援者 専門職 中核機関 甲府市

成年後見制度の利用が必要な人に身近な人が気づき、相談につながるよう、市広報誌・ホームページ・SNS・リーフレット等で広報・周知を行います。リーフレット等は、公民館や福祉センターなどに設置し、成年後見制度について目にする機会を増やします。



甲府市ホームページ（※内容は随時更新されます）

権利擁護*に関わる様々な立場

市民： 本人（認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人）
家族（親族後見人*を含む）
同じ地域に暮らす人

支援者： 地域包括支援センター*、障害者基幹相談支援センター*などの支援機関
ケアマネージャー*・相談支援専門員などの支援者
医師・看護師・医療ソーシャルワーカーなどの医療従事者

専門職： 弁護士・司法書士・社会福祉士*等

中核機関*： 福祉後見サポートセンターこうふ

甲府市

濃いオレンジ：当該取組を進める上で、中心となる主体

薄いオレンジ：当該取組に参画する主体

白： 当該取組が実施されることを理解する主体



まずは、成年後見制度を利用している本人や
その親族などに向けた事業と主な取組を紹介します。

計画目標 1 成年後見制度の利用が必要な人にとって、成年後見制度を利用しやすい環境を整えます

施策 1 制度の普及啓発

事業と主な取組

事業 1 普及啓発

取組 1 成年後見制度や相談窓口の広報・周知

取組 2 相談員等を対象とした成年後見制度に関する勉強会、出前講座等の開催

取組 3 市民向け啓発の実施

取組 1

成年後見制度や相談窓口の広報・周知

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

成年後見制度の利用が必要な人に身近な人が気づき、相談につながるよう、市広報誌・ホームページ・SNS・リーフレット等で広報・周知を行います。リーフレット等は、公民館や福祉センターなどに設置し、成年後見制度について目にする機会を増やします。



甲府市ホームページ（※内容は随時更新されます）

取組2

相談員等を対象とした成年後見制度に関する勉強会、出前講座等の開催

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

相談員等の制度への理解を深め、利用を促進することを目的として事業所や施設等と連携し、勉強会や出前講座等を実施します。

【勉強会や出前講座に関するお問合せ先】

成年後見制度中核機関*（福祉後見サポートセンターこうふ）

住所 〒400-0858 甲府市相生 2-17-1 甲府市役所南庁舎 1 号館

電話 055-225-2120

※勉強会や出前講座の内容等、詳細はご相談ください。

取組3

市民向け啓発の実施

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

成年後見制度の必要性や、制度への理解を深めることを目的として、講演会等を実施します。



成年後見研修会のようす

施策 2 中核機関*の機能充実

事業と主な取組

事業 2 相談支援体制の強化

取組 4 相談対応とケース会議の出席

取組 5 個別案件を協議するための定例会*の開催

取組 6 本人の特性・状況に応じた個別具体的な受任・交代調整の実施

取組 7 本人・親族向けのパンフレットの作成

取組 8 一次相談機関*の相談対応強化

取組 4

相談対応とケース会議の出席

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

中核機関*では、成年後見制度に関する相談だけでなく、ケース会議等で権利擁護*支援の視点から助言を行います。

【成年後見制度に関するお問い合わせ先】

成年後見制度中核機関*（福祉後見サポートセンターこうふ）

住所 〒400-0858 甲府市相生 2-17-1 甲府市役所南庁舎 1 号館

電話 055-225-2120



対面相談のようす

取組5

個別案件を協議するための定例会*の開催

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

個別の案件に関して、相談支援の進め方や、対応の方向性などについての協議をするため、定例会*を継続して実施し、専門職の意見も踏まえた中で、市長申立て*（親族等に代わって、市長が家庭裁判所*に申立てをすること）の可否や、より良い課題解決の方法を検討します。



定例会*のようす

取組6

本人の特性・状況に応じた個別具体的な受任・交代調整の実施

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

成年後見制度を利用する本人等が、制度を利用するメリットを感じられるように、案件に応じた成年後見人等候補者の検討を行います。また、必要に応じて、成年後見人等の交代について協議・支援していきます。

取組7

本人・親族向けのパンフレットの作成

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

「甲府市 成年後見制度利用促進基本計画」について、本人や親族、さらには市民への配布を想定し、制度そのものと計画の内容が分かりやすいものとして作成することで、普及啓発のツールとして活用します。



甲府市 成年後見制度利用促進基本計画

取組8

一次相談機関*の相談対応強化

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

成年後見制度への移行等判断基準の標準化を目的に作成した、甲府市版のチェックシートを一次相談機関*で活用していきます。一次相談機関*から定期的に意見を聴取し、甲府市版のチェックシートの内容は、随時改定していきます。

関連諸制度との役割分担検討チェックシート

① **まずは全ての項目をチェック!!** → ② **該当があったら、検討のポイントと対応手段を確認**

状態 (本人に生じた課題)	検討ポイント 本人のエンパワーメント、支援力強化の可能性	該当する対応手段 (一つだけではなく、複数を選択することがありうる) 地域によって、サービス提供されているかどうか、種類			
<input type="checkbox"/> 欲しいもの等、言葉による意思表示ができない <input type="checkbox"/> 親しい人の区別がつかない <input type="checkbox"/> 年齢や今日の年月日を言えない <input type="checkbox"/> 住所や自宅の電話番号が言えない <input type="checkbox"/> 同じことを繰り返したり、会話のつじつまが合わなかったりする <input type="checkbox"/> 約束の日時、服薬時間・種類などを忘れる <input type="checkbox"/> 帰宅できなくなることがある その他、認知症・知的障害・発達障害・精神障害などの判断能力が不十分と思われる状態がある	<p>★判断能力の低下が、回復する可能性の検討 判断能力の低下は、生活リズムの乱れ、脱水、薬の副作用や孤立感から起こる場合があります。日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を検討の前に、生活支援の見直し、医療機関の受診を検討することも大切です。</p> <p>★生活ができてきているかの検討 判断能力の低下から、日常生活をおくうえで必要なすべての行為に支援が必要となっている場合があります。介護サービスや障害福祉サービス等、生活を送るうえで必要なサービスにつながっているのかも検討します。</p>	<table border="1"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 医療、介護、福祉サービスへのつなぎ <input type="checkbox"/> 生活支援の体制についての確認 <input type="checkbox"/> 本人の権利擁護者の存在の確認 </td> <td> 日常生活自立支援事業による支援 </td> <td> 成年後見制度(法定後見)による支援 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 医療、介護、福祉サービスへのつなぎ <input type="checkbox"/> 生活支援の体制についての確認 <input type="checkbox"/> 本人の権利擁護者の存在の確認	日常生活自立支援事業による支援	成年後見制度(法定後見)による支援
<input type="checkbox"/> 医療、介護、福祉サービスへのつなぎ <input type="checkbox"/> 生活支援の体制についての確認 <input type="checkbox"/> 本人の権利擁護者の存在の確認	日常生活自立支援事業による支援	成年後見制度(法定後見)による支援			

チェックシートのサンプル (※内容は随時改定されます。また、上記画像は一部を抜粋したものです。)

施策3 地域連携ネットワーク*強化

事業と主な取組

事業3 多様な機関の連携強化

取組9 利用促進や地域課題の解決に向けた協議会等の開催

取組10 他制度からの円滑な移行の促進

事業4 制度の利用支援の継続

取組11 制度利用が困難な状況にある人への支援

取組9

利用促進や地域課題の解決に向けた協議会等の開催

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

権利擁護*のネットワークを構築し、地域課題の検討、調整及び解決や、意思決定が困難な人への支援方法の検討などを行うため、甲府市成年後見制度利用推進連携協議会を開催します。



協議会のようす

取組 10

他制度からの円滑な移行の促進

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

日常生活自立支援事業などの他制度からの円滑な移行について、協議会で協議します。

取組 11

制度利用が困難な状況にある人への支援

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

家庭裁判所*への申立てに伴う費用や、成年後見人等の報酬に関する助成を引き続き行います。費用の負担が困難な対象者に対しては、費用の全部または一部を甲府市が助成します。

【助成に関するお問い合わせ先】

甲府市役所 成年後見制度担当

住所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号（本庁舎 2 階）

電話 高齢者担当 055-237-5613 障がい者担当 055-237-5240



窓口のようす

計画目標2 成年後見人等にとって、安心して活動できる環境を整えます

施策4 中核機関*の機能充実



ここからは、成年後見人等として活動される人などに向けた事業と主な取組を紹介します。

取組 12

市民後見人*養成研修の実施

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

市民後見人*の養成や、地域において成年後見制度の情報提供ができる市民を増やすことを目的として、市民後見人*養成研修を実施します。

【市民後見人*養成研修に関するお問い合わせ先】

甲府市役所 成年後見制度担当

住所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号（本庁舎 2 階）

電話 高齢者担当 055-237-5613 障がい者担当 055-237-5240

成年後見制度中核機関*（福祉後見サポートセンターこうふ）

住所 〒400-0858 甲府市相生 2-17-1 甲府市役所南庁舎 1 号館

電話 055-225-2120



市民後見人*養成研修のようす

取組 13

民生委員等への市民後見人*の啓発

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

成年後見人等の担い手確保のため、甲府市民生委員児童委員協議会等において、市民後見人*養成研修に関する広報を行います。

取組 14

市民後見人*と専門職後見人*による複数後見等の受任

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

成年後見人等の担い手確保のため、市民後見人*と専門職後見人*の複数後見受任を目指します。

具体的には、すでに専門職後見人*が選任されている案件のうち、法的課題が解決した場合について、専門職後見人*との伴走支援を経て、市民後見人*等に引き継いでいくことを想定しています。

【市民後見人*の方のお問合せ先】

成年後見制度中核機関*（福祉後見サポートセンターこうふ）

住所 〒400-0858 甲府市相生 2-17-1 甲府市役所南庁舎 1 号館

電話 055-225-2120

取組 15

成年後見人等向けヒヤリハット集、HOW TO 本の作成

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

成年後見人等向けヒヤリハット集、HOW TO 本の作成に向け、甲府市成年後見制度利用推進連携協議会で内容を検討します。作成にあたり、協議会等において、各団体等から事例を提供してもらうことを検討しています。

取組 16

成年後見人等からの相談に対する支援の実施

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

親族後見人*や市民後見人*等からの相談（後見等事務や後見等報告など）に対し、課題解決に向け、助言・アドバイスを行います。

【親族後見人*・市民後見人*の方のお問合せ先】

成年後見制度中核機関*（福祉後見サポートセンターこうふ）

住所 〒400-0858 甲府市相生 2-17-1 甲府市役所南庁舎 1 号館

電話 055-225-2120

取組 17

障がいのある人との接し方についての勉強会

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

成年後見人等支援の一環として、市民後見人*養成研修修了者等を対象に、精神障がいや知的障がいがある人の障がい特性や接し方等について、引き続き勉強会を開催します。

取組 18

近隣自治体間における成年後見制度に係る情報共有の実施

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

近隣の市町村と引き続き連携し、各中核機関*の取組内容等について情報共有を行うことで、中核機関*の機能充実につなげます。



施策5 地域連携ネットワーク*強化

事業と主な取組

事業8 多様な機関の連携強化

取組19 法人後見*団体相互間のネットワークの構築に向けた取組

事業9 制度の利便性の向上

取組20 市長申立案件のフォローアップ体制化

取組21 制度の利便性向上のための申請書類等の見直し

取組19 法人後見*団体相互間のネットワークの構築に向けた取組

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

法人後見*団体のネットワークを強化します。法人後見*業務の安定的な実施と、資質の向上を目指し、新たに法人後見*に取り組む団体に対し、法人後見*ネットワーク会議を通じて支援を行います。

取組20 市長申立案件のフォローアップ体制化

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

市長申立案件（親族等に代わって、市長が申立てを行う案件）について、成年後見人等選任後のチーム形成を体制化し、成年後見人等が孤立しないように支援します。

取組21 制度の利便性向上のための申請書類等の見直し

市民

支援者

専門職

中核機関

甲府市

成年後見人等の負担軽減のために、成年後見人等報酬費用助成申請書等の添付資料のうち、省略可能なものがないか検討し、制度の利便性向上を図ります。

2 活動指標

内容	実績	活動指標		
	(特記ない場合 令和4(2022)年度)	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
成年後見制度のチラシ設置数	—	10箇所	30箇所	50箇所
勉強会等(※)の開催回数	2回	5回	8回	10回
高齢者のアンケートで 成年後見制度を知っている人 の割合	37% (令和5(2023)年度)	—	—	39%
高齢者のアンケートで 成年後見制度を使いたい人 の割合	27% (令和5(2023)年度)	—	—	34%
中核機関*の相談件数	170件	180件	190件	200件
市民後見人*養成講座 新規修了者数	7人	7人	7人	7人
市民後見人活動バンク* 新規登録者数	6人	6人	6人	6人
市民後見人*受任者数 (累計)	2人	3人	4人	5人
報酬助成 (高齢者+障がい者)	60件	60件	60件	60件

※相談員等を対象とした成年後見制度に関する勉強会、出前講座等

第6章 資料編

策定経緯

年 月 日	内 容
令和5（2023）年 7月10日	甲府市成年後見制度利用促進審議会（第1回） <ul style="list-style-type: none"> 甲府市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況及び令和5（2023）年度の取組について 甲府市成年後見制度中核機関*の活動について 第3次甲府市成年後見制度利用促進基本計画について
10月2日	甲府市成年後見制度利用促進審議会（第2回） <ul style="list-style-type: none"> アンケートの結果について 第3次甲府市成年後見制度利用促進基本計画について
12月18日	甲府市成年後見制度利用促進審議会（第3回） <ul style="list-style-type: none"> 第3次甲府市成年後見制度利用促進基本計画について
令和6（2024）年 1月15日 ～2月14日	パブリックコメントの実施
3月	第3次甲府市成年後見制度利用促進基本計画策定

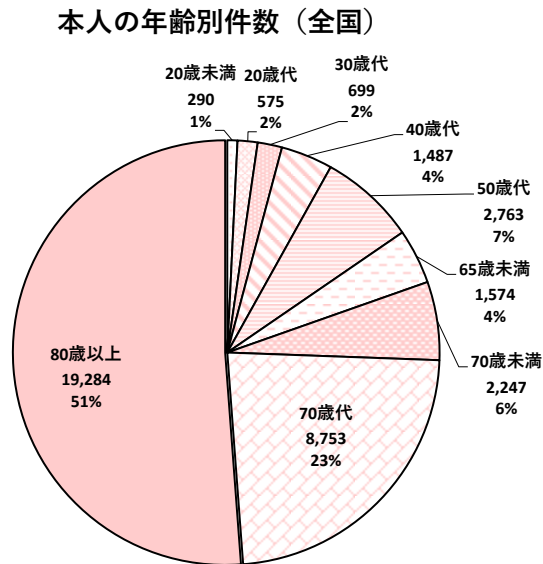
甲府市の現状

(1) 成年後見制度の利用状況

① 成年後見制度を利用している人数

ア 本人の年齢別件数（全国）

成年後見制度の利用者は70歳代以上が7割を占めます。

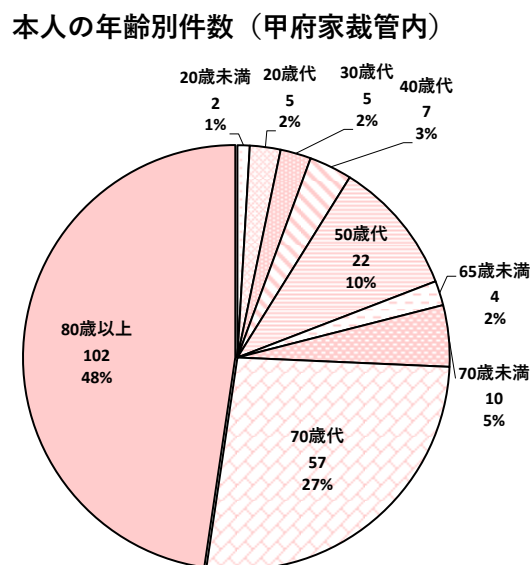


資料：甲府家庭裁判所（令和4（2022）年1月～12月）

（注） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

イ 本人の年齢別件数（甲府家裁管内）

甲府家裁管内においても、全国と同様の傾向です。



資料：甲府家庭裁判所（令和4（2022）年1月～12月）

（注） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

② 成年後見人等と本人との関係別件数

ア 成年後見人等と本人との関係別件数（全国、甲府家裁管内）

全国、甲府家裁管内ともに、弁護士や司法書士、社会福祉士*などによる専門職後見人*や、子などによる親族後見人*の件数が多いです。

	全国		甲府家裁管内	
	件数	割合	件数	割合
配偶者	570	1.4%	3	1.3%
親	511	1.3%	6	2.6%
子	4,037	10.2%	25	10.6%
兄弟姉妹	1,127	2.8%	7	3.0%
その他親族	1,315	3.3%	9	3.8%
弁護士	8,682	21.9%	77	32.8%
司法書士	11,764	29.7%	57	24.3%
社会福祉士*	5,849	14.8%	22	9.4%
社会福祉協議会	1,432	3.6%	16	6.8%
税理士	58	0.1%	0	0.0%
行政書士	1,427	3.6%	4	1.7%
精神保健福祉士*	57	0.1%	6	2.6%
社会保険労務士	107	0.3%	0	0.0%
市民後見人*	271	0.7%	1	0.4%
その他法人	2,259	5.7%	2	0.9%
その他個人	98	0.2%	0	0.0%
合計	39,564	100.0%	235	100.0%

資料：甲府家庭裁判所（令和4（2022）年1月～12月）

（注1） 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に成年後見人等が選任された事件は含まれていない。

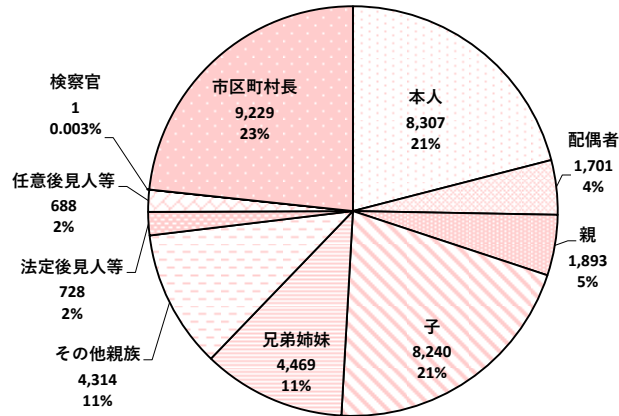
（注2） 1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（36,923件）とは一致しない。

③ 申立人と本人との関係別件数

ア 申立人と本人との関係別件数（全国）

市区町村長が最も多く、次いで本人、子となっています。

申立人と本人との関係別件数（全国）



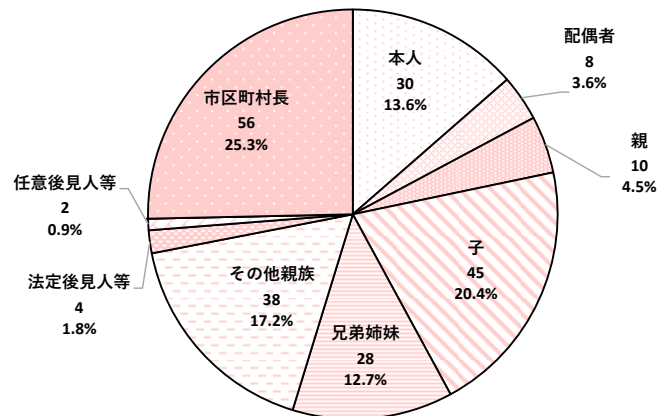
資料：甲府家庭裁判所（令和4（2022）年1月～12月）

- （注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。
 （注2） 1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（39,503件）とは一致しない。

イ 申立人と本人との関係別件数（甲府家裁管内）

甲府家裁管内においても、市区町村長が最も多いです。

申立人と本人との関係別件数（甲府家裁管内）



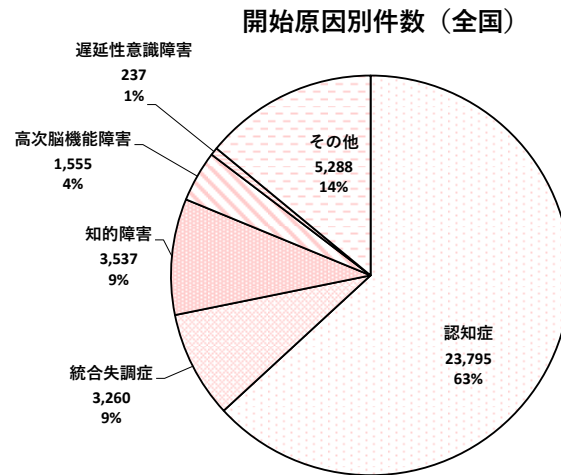
資料：甲府家庭裁判所（令和4（2022）年1月～12月）

- （注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。
 （注2） 1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（39,503件）とは一致しない。

④ 成年後見制度の利用を開始したときの原因別件数

ア 開始原因別件数（全国）

認知症が最も多く、次いで知的障害、統合失調症*となっています。

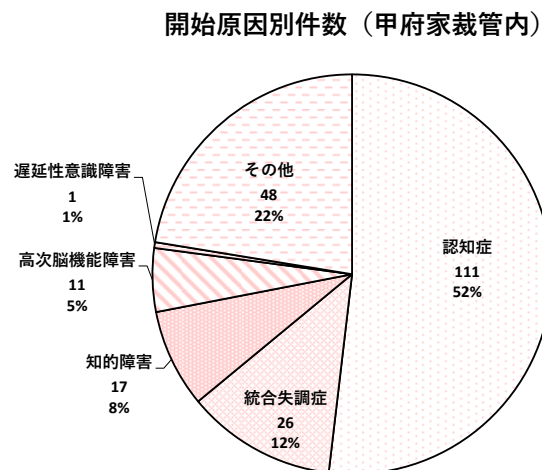


資料：甲府家庭裁判所（令和4（2022）年1月～12月）

（注）後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

イ 開始原因別件数（甲府家裁管内）

甲府家裁管内においても、認知症が最も多いです。



資料：甲府家庭裁判所（令和4（2022）年1月～12月）

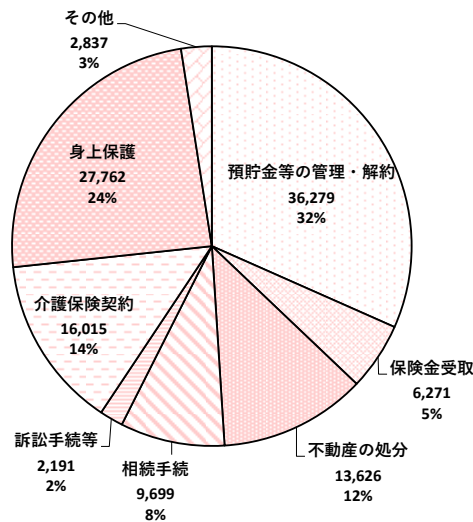
（注）後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

⑤ 主な申立ての動機

ア 申立ての動機別件数（全国）

預貯金等の管理・解約や身上保護等を目的とする申立てが多くなっています。

申立ての動機別件数（全国）



資料：甲府家庭裁判所（令和4（2022）年1月～12月）

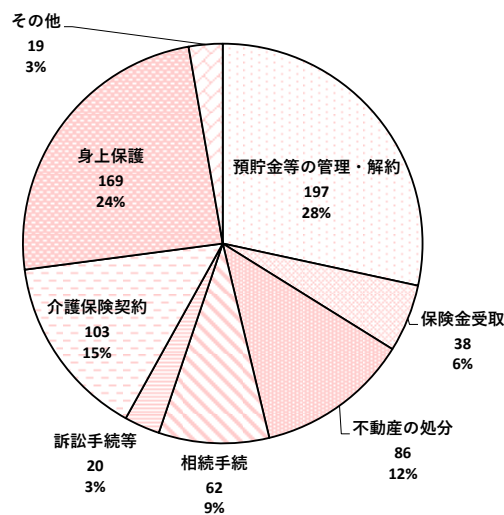
（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数（39,503件）とは一致しない

イ 申立ての動機別件数（甲府家裁管内）

甲府家裁管内においても、全国と同様の傾向です。

申立ての動機別件数（甲府家裁管内）



資料：甲府家庭裁判所（令和4（2022）年1月～12月）

（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数（39,503件）とは一致しない

本市のこれまでの取組

(1) 中核機関*の活動

本市は地域連携ネットワーク*の中核となる中核機関*を平成31(2019)年4月1日に設置し、市社協へ業務委託を行いました。市と市社協が車の両輪となり、成年後見制度の利用促進に向けて、次のとおり活動しました。

①成年後見制度利用推進連携協議会

法律や福祉の専門職団体の代表者、地域包括支援センター*職員、障害者基幹相談支援センター*職員、民生委員、金融機関の代表者等により構成された成年後見制度利用推進連携協議会において、市から市の施策や中核機関*・協議会の機能や役割等の概要を説明しました。参加者からは現在の活動状況や課題(担い手不足、成年後見人等の孤立等)が提示され、相互に情報共有を行う中で、地域連携ネットワーク*の構築に向けた検討を行いました。

②定例会*

弁護士・司法書士・社会福祉士*・精神保健福祉士*・市職員により構成する定例会*で、令和4(2022)年度は困難事例の検討を37件行うとともに、受任調整*(成年後見人等の職種等の検討)を10件行いました。

③広報活動

広報活動として、研修会や出前講座を開催するとともに、イベント会場にてチラシを配布し、周知・啓発を行いました。

ア 成年後見研修会の開催

成年後見制度の普及啓発を目的として、意思決定支援*や権利をテーマに、研修会を開催しました。

イ 出前講座

病院や各地域包括支援センター*の職員、相談支援事業所連絡会、障がい児・者家族会等を対象とした出前講座を開催し、制度の啓発に努めました。

ウ 広報誌・ホームページ

甲府市の広報誌やホームページにて、制度の周知を図りました。

④相談業務

中核機関*には、170件（「福祉後見サポートセンターこうふ」と合算）の相談が寄せられ、申立支援に関することが最も多く、次いで制度に関することとなっています。

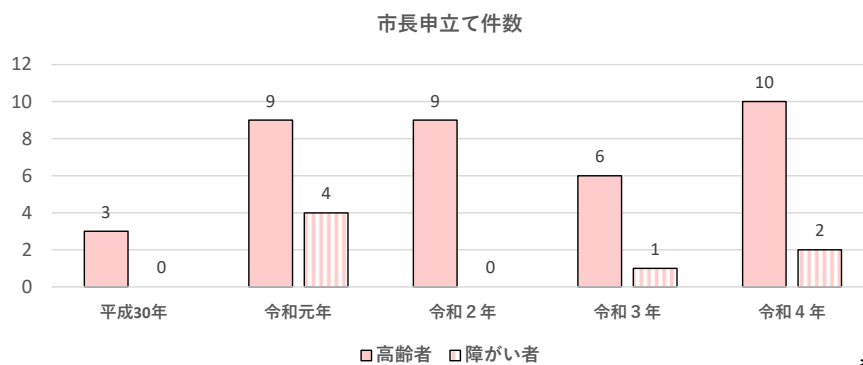
内容	件数
制度に関すること	52件
申立支援に関すること	60件
後見活動に関すること	4件
社会資源に関すること	7件
その他	47件
合計	170件

⑤申立支援

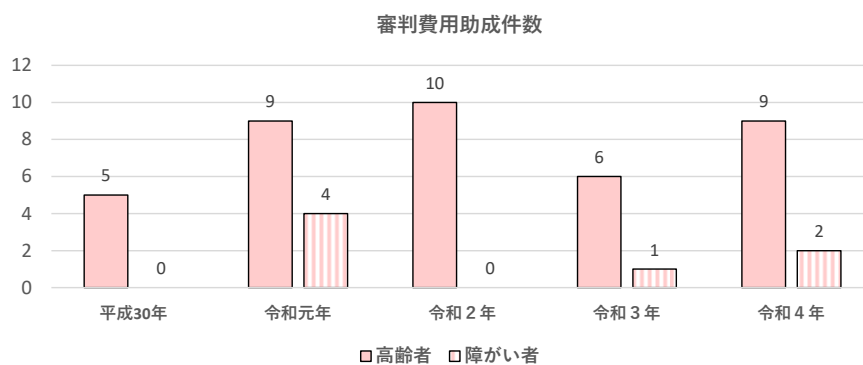
中核機関*では、申立支援を10件行いました。

(2) 成年後見制度利用支援事業

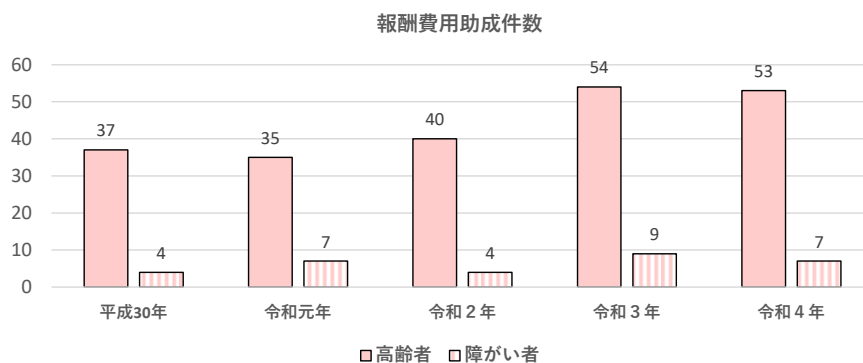
老人福祉法第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2及び知的障害者福祉法第28条（以下、「老人福祉法等」という。）の規定に基づく市長申立て*については、高齢者、障がい者ともに、年度によって件数にばらつきがあります。



審判費用助成については、市長申立て*の件数と関連しています。



報酬費助成については、高齢者は増加傾向にあり、障がい者は7件前後で推移しています。



(3) 法人後見*支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に基づく市町村の地域生活支援事業を行っています。

成年後見制度における成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人*の活用を含めた法人後見*の活動を支援することにより障がい者の権利擁護*を図ります。



甲府市成年後見制度利用促進審議会条例

平成30年3月30日

条例第1号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第23条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、甲府市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度に関し識見を有する者
- (2) 甲府市地域包括支援センター運営協議会を代表する者
- (3) 甲府市地域自立支援協議会を代表する者
- (4) 甲府市社会福祉協議会を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次のよう 略

甲府市成年後見制度利用促進審議会委員名簿

NO	氏名	職域	所属	役職等
1	澁谷 彰久	識見を有する者 (大学教授)	山梨県立大学	名誉教授
2	小笠原 亘	識見を有する者 (弁護士)	石川法律事務所	山梨県弁護士会 高齢者障害者支援センター 運営委員会委員
3	小林 恵	識見を有する者 (司法書士)	小林司法書士事務所	山梨県司法書士会 リーガルサポート山梨 支部幹事
4	宮沢 秀一	識見を有する者 (社会福祉士)	福祉後見事務所ほたり	山梨県社会福祉士会 ばあとなあ山梨 運営委員
5	横内 理乃	甲府市地域包括支援 センター運営協議会	山梨県立大学	講師
6	大塚 ゆかり	甲府市地域自立支援協 議会全体会会長	山梨県立大学	教授
7	山田 文夫	社会福祉協議会	甲府市社会福祉協議会	会長

【オブザーバー】

坂口 淳一 中平 義隆	家庭裁判所職員	甲府家庭裁判所	主任書記官
----------------	---------	---------	-------

甲府市成年後見制度中核機関設置要綱

平成31年3月6日

福第26号

(目的)

第1 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）により策定した「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」における中核機関の設置、運営、機能及び業務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置等)

第2 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な機関を設置し、名称は、甲府市成年後見制度中核機関（以下「中核機関」という。）とする。

(運営委託)

第3 中核機関の運営は、その全部又は一部を甲府市社会福祉協議会に委託することができる。

(業務内容)

第4 中核機関において実施する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 成年後見制度の普及啓発に関すること。
- (2) 成年後見制度についての相談に関すること。
- (3) 成年後見制度の利用促進に関すること。
- (4) 成年後見制度の担い手の養成及び活動促進に関すること。
- (5) 日常生活自立支援事業等関連制度からの円滑な移行に関すること。
- (6) 後見人等の不正防止に関すること。
- (7) 地域の関係機関等と成年後見制度の運用等に関して連携するネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）に関すること。
- (8) その他法の趣旨の実現に必要な事項に関すること。

(協議会等の設置)

第5 地域連携ネットワークを構築するために成年後見制度利用推進連携協議会（以下「協議会」という。）及び定例会を設置する。

2 協議会及び定例会の会議の運営等については、別に定める。

(協議会)

第6 協議会は、次に掲げる機関又は団体等を代表する者により構成する。

- (1) 地域包括支援センター
- (2) 障害者基幹相談支援センターりんく
- (3) 法律、福祉の専門職団体
- (4) 金融機関

- (5) 地域の関係団体
- (6) その他協議会の会議に必要な者

2 協議会の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 成年後見制度についての地域課題の検討、調整及び解決に関すること。
- (2) 意思決定が困難な者への支援方法の検討に関すること。
- (3) 他都市の先進事例の情報収集及び紹介並びに試行的な取組みへの支援に関すること。
- (4) 成年後見制度における不正防止のあり方に関すること。
- (5) その他地域連携ネットワークの運営等に関すること。

(定例会)

第7 定例会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 精神保健福祉士
- (5) その他定例会の会議に必要な者

2 定例会の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 専門相談を含む相談案件の進捗状況や対応の方向性の確認に関すること
- (2) 法人後見の適否を含めた後見人等の候補者調整に関すること
- (3) 被後見人、被保佐人及び被補助人を後見人等とともに支援する者のチーム編成に関すること
- (4) 後見人等の支援の進捗状況や対応の方向性の確認に関すること
- (5) その他後見案件に関する情報交換及び成年後見制度の適用に関すること

(記録の管理及び保存)

第8 中核機関の業務に関する記録は、適切に管理するとともに、当該記録が完結した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(守秘義務)

第9 中核機関の業務に従事する者は、正当な理由なく、その業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、業務への従事を解かれた後も同様とする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、中核機関の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

用語解説

【あ行】

一次相談機関

成年後見制度の利用に関して、最初に相談することができる相談窓口のこと。65歳以上の高齢者の方は、お住まいの地域の担当地域包括支援センター、65歳未満の障がいをお持ちの方は、甲府市障害者基幹相談支援センターりんく、65歳未満で障がいをお持ちでない方は、福祉後見サポートセンターこうふ（甲府市社会福祉協議会）が該当する。

意思決定支援

判断能力が不十分な人を法的に保護し、本人の意思を尊重して支援すること。

SDGs

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられており、17のゴールから構成されている。

NPO法人

特定非営利活動法人（NPO法人）は、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。

【か行】

家庭裁判所

家事事件、少年事件、人事訴訟事件などを取り扱う裁判所のこと。

ケアマネジャー

要支援・要介護者本人や家族らの希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討した上で、介護保険制度に基づくサービスやその他の支援について関係者と調整し、介護の方向性や介護サービス利用日程等をまとめた「ケアプラン」を作成する専門職員のこと。「介護支援専門員」ともいう。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者、障がいのある人の権利を保護し、意思決定支援などにより自己決定をサポートすること。

【さ行】

市長申立て

親族等に代わって、市長が家庭裁判所に申立てをすること。

市民後見人

親族後見人や専門職後見人ではない、市民による成年後見人等のこと。

市民後見人活動バンク

市民後見人養成研修（市民後見人養成コース）を修了した人のうち、市民後見人として活動することを希望する人が、登録を行う仕組みのこと。登録者は、甲府市社会福祉協議会が受任している法人後見の支援員として、甲府市社会福祉協議会の支援を受けながら活動を行う。

社会福祉士

福祉の相談援助に関する高度な専門知識・技術を有し、福祉や医療の相談援助の場において重要な役割を担う専門職のこと。

受任調整

成年後見制度を利用する本人等が、制度を利用するメリットを感じられるように、案件に応じた成年後見人等候補者の検討を行うこと。

障害者基幹相談支援センター

障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う窓口のこと。

身上保護

本人の心身の状態や生活の状況に配慮して、本人の生活や健康、療養等に関する法律行為をすること。介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認などが該当する。

親族後見人

本人の家族が成年後見人等になること。

精神保健福祉士

精神障害者の生活支援に関する専門的な知識・技術を有する、精神保健福祉分野の専門職のこと。

成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、ひとりで決めることに不安や心配のある人を法的に保護し、いろいろな契約や手続きをするときに本人の意思を尊重して支援する制度のこと。

専門職後見人

法律や福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）による成年後見人等のこと。

【た行】

地域包括支援センター

市町村又は市町村の委託を受けた法人が、地域に暮らす高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市に設置する機関のこと。

地域連携ネットワーク

地域の関係機関等と成年後見制度の運用等に関して連携するネットワークのこと。

中核機関

法律や福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）による専門的な助言等による支援の確保をしたり、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担ったりする、権利擁護支援・成年後見制度利用促進の中核的な機関のこと。

定例会

弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士・市職員により構成される会議のこと。

統合失調症

こころや考えなどがまとまりを欠いた状態になる病気のこと。健康なときにはなかった状態が現れる「陽性症状」と、意欲や感情表現が減るなど、あったものが失われる「陰性症状」がある。

【な行】**任意後見制度**

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる人と将来その人をお願いしたい内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの内容を本人に代わって行う制度のこと。

ノーマライゼーション

障がいの有無や加齢に関係なく、誰もが住み慣れた地域で共に生活できる社会を実現していくこと。

【は行】**パブリックコメント**

公的機関が規則などを定める際に、広く市民意見を募集し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指す手続き。

法人後見

社会福祉法人や一般社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になること。

法定後見制度

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の利益を考えながら、本人を保護・支援すること。



第3次甲府市成年後見制度利用促進基本計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

甲府市

発行 令和6(2024)年3月

住所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-1161(代表)

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>